

砥 部 町 議 会
平成 25 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

平成 25 年第 1 回砥部町議会定例会（第 1 日） 会議録

| | | |
|--|---|--|
| 招集年月日 | 平成 25 年 3 月 4 日 | |
| 招 集 場 所 | 砥部町議会議事堂 | |
| 開 会 | 平成 25 年 3 月 4 日 午前 9 時 30 分 議長宣告 | |
| 出席議員 | 1 番 小西昌博 2 番 古川孝之 3 番 菊池伸二 4 番 松崎浩司 5 番 佐々木隆雄 6 番 森永茂男 7 番 □岡利昌 8 番 大平弘子 9 番 政岡洋三郎 10 番 山口元之 11 番 西村良彰 12 番 井上洋一 13 番 土居英昭 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好 | |
| 欠席議員 | なし | |
| 地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名 | 町 長 佐川 秀紀 副町長 上田 文雄 教 育 長 武智 省三 総務課長 原田 公夫 企画財政課長 松下 行吉 戸籍税務課長 日浦 昭二 会計管理者 東岡 秀樹 教育委員会事務局長 坪内 孝志 介護福祉課長 重松 邦和 保険健康課長 大野 哲郎 産業建設課長 萬代 喜正 生活環境課長 日浦 昭二 広田支所長 丸本 正和 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 正岡 修平 庶務係長 善家 孝介 | |
| 会議録署名 | 議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 | |
| 議員の指名 | 5 番 佐々木□雄君 6 番 森永茂男君 | |
| 傍聴者 | 2 人 | |

平成 25 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 所信表明及び平成 25 年度施政方針

日程第 6 報告第 1 号 平成 25 年専決処分第 1 号の報告について
(砥部中学校改築工事請負契約に係る変更契約の締結につ
いて)

日程第 7 議案第 2 号 砥部町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 8 議案第 3 号 砥部町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第 9 議案第 4 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運
営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 10 議案第 5 号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設
備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め
る条例の制定について

- 日程第 1 1 議案第 6 号 砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の
制定について
- 日程第 1 2 議案第 7 号 砥部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定に
ついて
- 日程第 1 3 議案第 8 号 砥部町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基
準を定める条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 9 号 砥部町情報公開条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 0 号 砥部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 1 号 災害派遣手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 2 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 3 号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正に
ついて
- 日程第 1 9 議案第 1 4 号 砥部町営駐車場条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 5 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の
廃止について
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 24 年度砥部町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 24 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

日程第 2 8 議案第 2 3 号 平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 4 号)

日程第 2 9 議案第 2 4 号 平成 25 年度砥部町一般会計予算

日程第 3 0 議案第 2 5 号 平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 3 1 議案第 2 6 号 平成 25 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 3 2 議案第 2 7 号 平成 25 年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 3 3 議案第 2 8 号 平成 25 年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 3 4 議案第 2 9 号 平成 25 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 3 5 議案第 3 0 号 平成 25 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第 3 6 議案第 3 1 号 平成 25 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 3 7 議案第 3 2 号 平成 25 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 3 8 議案第 3 3 号 平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 3 9 議案第 3 4 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計予算

・ 散 会

平成 25 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 25 年 3 月 4 日（月）

午前 9 時 30 分開会

○議長（山口元之） ただいまから、平成 25 年第 1 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集のあいさつがあります。

○町長（佐川秀紀） 平成 25 年 3 月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。七折小梅の花が咲き誇り、春の訪れを感じる季節となりました。議員の皆さまには、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、町政運営に関する重要案件につきましてご審議賜りますことに対しまして、心からお礼申し上げます。さて、昨年 12 月に行われました衆議院議員選挙におきまして、政権が交代し、3 年ぶりに民主党から自民党と公明党による連立政権となり、安倍内閣が誕生したところであります。今、国内は欧州金融危機に端を発した世界不況の影響から、依然として抜け出せない状況の中、財政の健全化や社会保障制度の再編など、極めて重要な課題の先行きが見えないとともに、若年雇用の縮小、震災の復興の遅れなどにより、社会全体に慢性的な閉塞感が広がっています。新政権の安倍首相は、財政主導、金融緩和、成長戦略という 3 本の矢を基本方針として、長期のデフレを脱却し、名目経済成長率 3% を目指すため、日本経済再生に向けた緊急経済対策の取り組みを始めたところであります。新政権には、日本経済の再建を期待するとともに、本町といたしましても、緊急経済対策における地方への影響等について注視しつつ、万全の対応を図って参りたいと考えております。このような中、本町を取り巻く環境につきましても、景気低迷による厳しい財政状況に加え、急速に進展する少子高齢化への対応や、地方分権への対応、さらには防災への取り組みなど、多くの課題を抱えています。これら課題解決を図り、安心して暮らせる砥部町を想像して参りたいと考えておりますので、議員の皆さまのご支援、ご協力をお願い申し上げます。さて、平成 25 年度の当初予算編成でございますが、本年度は 1 月に町長選挙が行われましたので、経常的な事業や町民の安全安心な暮らしを守るための必要最低限の事業を中心に、骨格予算として編成いたしました。政策的判断を要する事業については、今後補正予算としてご審議いただきますので、よろしくお願ひいたします。一般会計では政策予算をできるだけ補正予算に回す編成方針としたため、前年度より 1 億 6 千万円少なく、66 億 6 千万円となっております。しかし、政策予算を除いたとはいえ、医療や介護関係費の増加のほか、公共下水道事業などへの繰り出しや、砥部消防署の建設負担金など、インフラ、ライフライン、防災関係費などを当初予算に計上したため、大きな減少とはなっていません。また補正予算を含めた年間の予算規模も、前年度より多くなると見込んでいます。特別会計及び企業会計の合計は、63 億 7,200 万円となっており、一般会計と合わせて総額が 130 億 3,200 万円となっております。次に 3 月補正でございますが、一般会計につきましては、1 億 6,400 万円の増額。特別会計及び企業会計につきましては、1 億 4 千

万円の増額となっております。次に、本定例会に提案いたします案件でございますが、変更契約の締結に関する専決処分が1件、過疎地域自立促進計画の変更が1件、条例の制定が6件、改正が7件、廃止が1件、補正予算が7件、当初予算が11件となっております。詳細につきましては、議案審議の場でご説明申し上げますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

○議長（山口元之） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口元之） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番佐々木隆雄君、6番森永茂男君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（山口元之） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る2月22日開催の議会運営委員会において、本日から22日までの19日間としております。これに、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月22日までの19日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（山口元之） 日程第3 諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に監査委員より、1月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（山口元之） 日程第4 行政報告を行います。本件について、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 行政報告を行います。お手元に配布の行政報告書をご覧ください。昨年12月の定例会の後から行政報告を行います。1ページをご覧ください。総務課の関係ですが、平成24年度の職員採用試験を実施いたしました。ご覧の表のとおりでご

ざいます。全部で6人採用を予定しております。続きまして危機管理関係ですが、(1)防災士の養成といたしまして9人、それから(2)応急手当普及員の養成としまして6人を養成いたしました。それから(3)ですが、福祉避難所の指定に関する協定の締結でございますが、昨年12月18日広寿会ひろた、砥部オレンジ荘、とべ和合苑、希望ヶ丘、アルムの里と災害時の要援護者の福祉避難所としての施設の一部を使用することについて、協定を締結いたしました。続きまして(4)ですが、砥部消防署の用地造成工事が12月20日に完成いたしました。続きまして(5)ですが、県市町災害対策本部合同運営訓練を12月21日に行いました。対策本部運営図上訓練を実施いたしました。2ページをご覧ください。(6)ですが、消防団の年末特別警戒を12月26日から30日まで実施いたしました。(7)消防の出初式を1月12日に行いました。消防団員270人、それから広田小学校の少年消防クラブ員16人、合計286人で参加いたしました。日頃の訓練の成果を披露いたしました。それから(8)と(10)ですが、災害時における支援協定を結びました。1月30日にコープえひめと、それから2月25日に愛媛県土地家屋調査士会と災害時の協定を締結しております。それから続きまして、選挙管理委員会の関係ですが、選挙がございまして、衆議院議員の総選挙、それから最高裁判所裁判官国民審査が12月16日に行われました。それから1月27日に町長選挙、それから町議会議員選挙が行われました。投票結果につきましては、ご覧のとおりです。3ページをご覧ください。企画財政課の関係ですが、昨年の12月1日から今年の2月4日までの入札執行状況20件です。一般競争入札で1件、指名競争入札が18件、公募型指名競争入札が1件でございました。設計金額の総額が1億8,007万8千円。契約総額が1億3,901万9千円。落札率が77.2%でございます。内訳につきましては、建設工事が14件、建設コンサルタント業務が2件、その他の委託業務が1件。物品購入が3件でございます。続きまして産業建設課の関係ですが、砥部焼観光関係で、第28回東京松屋銀座店の砥部焼まつりが行われました。観光協会、それから砥部焼協同組合から伊予柑を配布いたしました。それと、松山市、東温市、砥部町の広域観光連携推進協議会がパンフレットを配布し、イメージアップとPRに努めました。続きまして(2)ですが、とべ温泉の関係です。梅まつり大抽選会を2月21日から28日までの8日間行いました。梅加工品や、七折梅まつりの入場券などが当たる抽選会を実施いたしました。続きまして第23回七折梅まつりですが、2月20日から3月10日までの予定で開催されております。県内外から多くの方が訪れております。(4)長曾池公園東屋建築工事でございますが、12月20日に完成いたしました。愛媛県公共施設木材利用推進事業費補助金を活用しております。4ページをご覧ください。生活環境課公共下水道の関係でございますが、2月12日現在の公共下水道の接続状況でございます。公共ます設置戸数742戸。接続数514戸。接続率69%でございます。(2)の下水道関連工事ですが、1から10までの工事を行っております。下水道管渠布設工事が主でございますが、ほとんどの工事が完成か、完成間近でございます。5番、9番、10番の工事の進捗が低いようでございます。続きまして、水

道関係ですが、上水道第8次拡張事業につきまして、経営変更認可申請作成業務が行われております。3月末までの工期で行われております。進捗は95%でございます。5ページをご覧ください。教育委員会事務局の関係ですが、学校教育の関係で、砥部中学校の改築工事が、砥部中学校の校舎及び体育館が完成いたしました。1月6日には一般公開を行い、1,200人の見学者がありました。1月8日に新校舎の開校式を行い、2月22日、外構工事を含む校舎関係工事が完成いたしました。続きまして入札結果の関係ですが、2番が砥部中学校東水路改修工事。田中建築株式会社が427万4千円で落札いたしました。3月28日までの工期です。(3)高市小学校の屋内運動場改修工事ですが、洋武建設が1,155万円で落札いたしました。同じく3月28日までの工期です。4番砥部中学校グラウンド整備工事ですが、随意契約により長谷川体育施設株式会社が3,066万円で契約しております。3月28日までの工期です。(5)陶街道五十三次カルタ作成ですが、砥部町内の小中学校の児童生徒が作成しました陶街道五十三次カルタが出来上がりました。カルタには町内の自然や歴史文化、町特産品の砥部焼などが書かれております。教材として幼稚園、保育所、小学校、それから中学校に配布いたしました。(6)学校給食モニタリング事業でございますが、昨年の10月から今年の2月まで実施いたしました。放射線セシウムは検出されておられません。それから社会教育の関係ですが、成人式を1月13日に行いました。新成人194人が出席をいたしました。6ページをご覧ください。文化スポーツの関係でございますが、まず(1)文化会館の会議室3音響設備改修工事が1月18日に完成いたしました。(2)陶街道ゆとり公園の1番テニスコート人工芝張替工事が2月7日に完成いたしました。それから(3)第2回砥部町ジュニア駅伝大会が1月26日、小中学生男女合わせて56チーム280人が参加いたしました。マラソンの部には106人の子どもたちが参加いたしました。(4)第64回如月忌ですが、2月7日に行われました。名優井上正夫を顕彰する行事、それから井上正夫会の総会が行われました。41人が参加いたしました。以上で行政報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(山口元之) これで、行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 所信表明及び平成25年度施政方針

○議長(山口元之) 日程第5所信表明及び平成25年度施政方針について、町長の発言を許します。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) それでは所信表明及び平成25年度施政方針を申し上げます。初めに私は1月27日の町長選挙におきまして、町民の皆さまの厚い信任をいただき、砥部町長の職務に就くことになりました。その重責をしっかりと受け止め、議員各位、町民の皆さまのご意見や、ご提言を十分いただきながら、町民主役の町づくりをスローガンに、町民自ら参加する町づくりを目指して参りたいと考えています。また町民の皆さま

の声を最優先に取り組んでこられました中村前町長の町政を継承するとともに、安全安心で快適に暮らせる町づくり、一次産業地場産業の育成、スポーツ文化の振興と、青少年の健全育成、自助、共助、公助の福祉の充実、行財政改革、下水道の普及推進、飲料水の安定確保、ごみの減量化などの課題解決の5つの公約を基本に事業に取り組んで参りたいと考えています。それでは、平成25年度の施政方針の概要について、私が掲げました5つの公約に沿いまして、ご説明申し上げます。1つ目は、安全安心で快適に暮らせる町づくりでございます。近年町民の安全安心な町づくりに対する関心は、ますます高まっています。避難対策、復旧対策、あるいは快適で利便性の高い生活基盤整備に取り組み、災害に対し、万全の体制を整えます。本年度から砥部消防署の建築工事が本格化いたします。老朽化した砥部消防署を建て替えることにより、機動力を高め、町民の安全安心のための拠点づくりを目指します。また、東日本大震災の教訓を生かしつつ、南海トラフ巨大地震の被害想定を基に、地域防災の要となる砥部町地域防災計画を見直します。災害時の避難施設となる学校については、平成24年度で全小中学校の校舎及び屋内運動場の耐震化が完了しました。本年度は子どもたちが安全安心に学校生活を過ごせるよう、砥部幼稚園園舎の老朽化対策事業や、砥部小学校屋内運動場の防災機能強化事業など、教育環境の整備を進めます。町民の皆さまの、生活に欠かすことのできない道路の整備については、国道379号岩谷バイパス工事は銚子大橋の整備を残すだけとなっています。引き続き早期完成に向け、関係機関へ要望するとともに、他の県道整備についても、早期完成に向け、県と協力し、円滑な事業推進に努めます。また、町道についても、舗装改修工事等を実施し、適正な維持管理に努めます。2つ目は、一次産業、地場産業の育成でございます。一次産業と砥部焼は、砥部町を代表する産業です。地域の活力を生み出し、地域経済を活性化するため、基幹産業の振興に取り組みます。農業の振興については、優良品種の苗木購入に対する補助や、マルチ栽培の推進により、市場競争力の高い産地づくりに取り組むとともに、七折小梅、自然薯、果樹、高原野菜などの砥部町ブランド品の確立や、販路拡大に力を注ぎます。林業の振興については、水源涵養機能や木材の生産機能を十分に発揮できるよう、森林の整備保全に努めます。また今後も国県の補助を受け、林内路網の整備、間伐を中心とした森林整備を推進します。地場産業については、活力ある産業を育成するため、商工業や観光業と連携し、砥部焼まつりなど物産イベントの充実を図り、町産品の需要拡大、販路改革に努めます。観光振興については、陶街道ポイントの整備や、ポイントを活用した地域活性化事業を推進するとともに、個性と魅力あるふるさとづくりを実践する住民団体の育成に努めます。また観光客の誘致を図るため、中予地域で連携し魅力ある広域観光ルートづくりに努めます。3つ目はスポーツ文化の振興と、青少年の健全育成でございます。スポーツの振興については、4月から国体準備係を設置し、平成29年に開催される愛媛国体の開催に向けて、環境整備を進めます。今年度は町体育協会と連携し、愛媛国体に向けた気運の醸成に努め、体育館等の施設整備を進めます。文化振興については、文化会館、坂村真

民記念館等を活用し、優れた芸術、文化との出会いの機会を積極的に創出するとともに、地域における文化活動の振興充実に努めます。青少年の健全育成については、青少年の非行や問題行動を防止し、青少年育成センターを中心に、補導活動などに取り組みます。人権教育については、人権意識の高揚を図るとともに、家庭・学校・地域が連携、協働し、あらゆる差別の解消に努めます。学校教育については、豊かな心、確かな学力、生きる力を育み、知・徳・体の調和の取れた児童生徒を育成するとともに、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めます。学校給食センターについては子どもたちの発達段階に応じたバランスの取れた給食を提供するとともに、センターの建設に向けて運営方法や建設費などを検討します。4つめは、自助、共助、公助の福祉の充実でございます。私はこれからの福祉は行政サービスを利用するだけではなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係を築くことが大切であると考えております。住民1人1人の努力、住民同士の相互扶助、公的な制度の連携によって解決する、協働の地域社会づくりを目指します。高齢者福祉及び障害者福祉については、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていけるよう、様々な生活支援事業を実施します。児童福祉については、近隣市町と連携し、広域保育の充実に努めるとともに、緊急、一時的な保育需要に対応するため、砥部保育所で一時預かり事業を実施するなど、安心して子育てできるよう支援します。介護保険事業については、各種サービス事業を実施するとともに、ケアプランチェックを実施し、介護給付の適正化と、給付費の抑制に努めます。国民健康保険については、医療費の削減及び適正化に努めます。また、小学生の入院医療費の無償化を引き続き実施します。健康増進については、健康運動、食育、健診事業の推進を通して、生活習慣病の予防に努めます。また安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健診を充実するとともに、新たに未熟児に対する訪問指導を実施します。5つ目は行財政改革、下水道の普及推進、飲料水の安定確保、ごみの減量化などの課題解決でございます。行財政改革については、平成25年度から新砥部町行財政改革大綱と、第3次集中改革プランに基づき、行財政改革を進めます。財政運営については、財政健全化法に基づく健全化指標は、県下でもトップクラスの健全度を示しています。この状態を維持し、中長期的にも安定した財政運営を続けるため、引き続き行財政改革に取り組みます。自主財源の確保については、公平、公正な税負担を図るとともに、滞納処分を中心とした徴収強化に努め、町税全体で徴収率96%以上の目標を掲げ、積極的な滞納整理活動に取り組みます。組織機構改革については、ご承知のとおり、平成25年4月から2課増やし、12課43係といたします。また、保育所及び幼稚園に関する事務を介護福祉課から教育委員会に変更し、住民サービスの一層の向上と充実に努めるとともに、スピード感のある政策実現、柔軟な組織運営に努めます。公共下水道事業については、接続率の向上及び健全な事業経営に努めます。上水道事業については、紫外線処理施設の詳細設計など、第8次拡張事業に着手するとともに、老朽管の更新を計画的に実施し、有収率の向上を図り、より安心安全な飲料水の供給に努めます。環境衛生につ

いては、ごみの減量化と資源化を推進するため、新たに小型家電のリサイクルを行います。また、住宅用太陽光発電システム設置補助を引き続き実施するなど、地球温暖化等の環境問題の解決に取り組みます。以上、平成 25 年度の施政方針の概要について申し上げます。なお、詳細につきましては、予算審議の場でご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。町政運営の初めての年となります平成 25 年度は、私にとりましても極めて重要な年であると考えています。私は町民の生活視点に立った身近な課題への取り組みを一步一步確実に進め、砥部町の目指す砥部焼と豊かな自然、みんなで創る陶街道の実現に向けて、町民の皆さまへの感謝の気持ちと、町長としての使命感を持ち、最大限の努力で職責を遂行して参る所存でございますので、議員の皆さま、町民の皆さまのご支援、ご協力を賜りますよう、お願申し上げます。以上で施政方針の説明を終わります。よろしくお願をいたします。

○議長（山口元之） これで、所信表明及び平成 25 年度施政方針を終わります。

~~~~~  
日程第 6 報告第 1 号 平成 25 年専決処分第 1 号の報告について
(報告、質疑)

○議長（山口元之） 日程第 6 報告第 1 号平成 25 年専決処分第 1 号の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。坪内教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（坪内孝志） 報告第 1 号平成 25 年専決処分第 1 号の報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により、これを報告する。平成 25 年 3 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。

次に資料 1 をご覧ください。専決第 1 号専決処分書。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の議決により、指定された事項について、別紙のとおり専決処分する。2 月 7 日付けで第 4 回となります砥部中学校改築工事変更請負契約 338 万 6 千円の増額締結をいたしました。変更内容につきましては、資料 3 をご覧ください。第 4 回変更内容ですが、1、普通教室、特別支援教室、職員室、保健室へ予定及び行事黒板の設置をいたしました。以下、7 項目の変更を行っております。なお、第 4 回が最終変更になりまして、変更後の請負契約が 18 億 7,837 万 2 千円。内消費税額が 8,944 万 6,285 円となっております。以上で砥部中学校改築工事請負契約に係る専決処分報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。これで、報告第 1 号を終わります。

日程第7 議案第2号 砥部町過疎地域自立促進計画の変更について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(山口元之) 日程第7議案第2号砥部町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 議案第2号砥部町過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進計画を次のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議決を求める。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。まず提案理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法第12条第2項に規定する事業、いわゆるソフト事業でございますが、ソフト事業として過疎対策事業債を充当予定していました民話の里づくり事業でございますが、実施におきまして音声案内装置の設置や、看板などの設置など施設整備、いわゆるハード面が中心というふうな判断となったため、ハード部分の過疎対策事業債の充当を行うため、当該契約に定めた事業名を適切なものに変更する必要性が生じたため、提案するものでございます。内容でございますが、真ん中の表をご覧ください。まず今の計画でございますが、(3)事業計画につきまして、左から2番目の欄をご覧ください。同じ欄のところでございますが、(1)地域文化振興施設等、地域文化振興施設と、このような名称に変えるものでございます。なお、この区分の仕方につきましては、国の方から通知が出ておりました、ハード事業の場合には、下のような事業名とすることとされておりました、そのための変更でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山口元之) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。12番井上洋一君。

○12番(井上洋一) 施設名の変更はわかりましたが、財政的には何か変更あったんでしょうかね。なかったんでしょうかね。

○議長(山口元之) 松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 井上議員さんのご質問にお答えいたします。財政的な変更といえますか、あれはございません。ただ、事業費につきましては、予算額1,441万3千円をいただいておりますが、決算の見込みの面では1,250万程度で済もうかというところでございます。事業内容に変更が、当初考えておりましたように、若干の変更が出ておるといことでご理解をいただいたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(山口元之) 他に質疑はございませんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(山口元之) 異議なしと認めます。よって議案第2号は、総務文教常任委員会

に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第8 議案第3号 砥部町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について**  
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長(山口元之) 日程第8議案第3号砥部町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。大野保険健康課長。

○保険健康課長(大野哲郎) 議案第3号砥部町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。砥部町新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、裏面の2ページ、提案理由の方からご説明をさせていただきます。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発せられた時、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、住民の生命及び健康を保護し、住民の生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるよう新型インフルエンザ等対策本部を設置するため、提案するものでございます。それでは1ページに戻っていただきまして、まず第1条趣旨のところでございますが、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法、これ昨年の5月に交付をされております。この規定に基づいて砥部町新型インフルエンザ等対策本部の設置に関して必要な事項を定めるものでございます。第2条については、組織について定めたものでございます。この対策本部長というのは、町長が務めるということに法律上規定されてございます。第3条は対策本部会議の招集等について、定めたものでございます。第4条については、対策本部に置くことができる班について定めたものでございます。2ページへお願いします。第5条は委任規定でございます。附則として、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(山口元之) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16番三谷喜好君。

○16番(三谷喜好) 第3号について説明をいただきましたが、この案に対して、医師会ですね、砥部町の医師会が関わるというか、あれはこの中にはございませんが、どこで医師会は関わってくるんでございましょうか。

○議長(山口元之) 大野保険健康課長。

○保険健康課長(大野哲郎) 三谷議員さんのご質問にお答えを申し上げます。今回の条例制定は砥部町に対策本部を置くことに関して規定されたものでございまして、医師会等の関わりについては国の法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法の中で、規定をされております。特に、医療機関につきましては、関係公共機関ということで、色々な協力を求めることができるという規定が法律に今回規定をされております。その中で、

役割が示されておるといふこととございます。

○議長（山口元之） 他に質疑はございませんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第3号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第4号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第10 議案第5号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

（説明、質疑、厚生常任委員会付託）

○議長（山口元之） 日程第9議案第4号及び日程第10議案第5号については一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） 議案第4号砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、議案第4号の一番最後、86ページをお開きください。地域主権改革一括法の成立によりまして、介護保険法が改正され、これまで国が一律に定めていた指定地域密着型サービスの事業の人員等について、自治体が地域の実情に応じて条例で基準を定めることとされたため、提案するものでございます。条例の内容につきましては、介護保険法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づきまして、これまで厚生労働省令で示されていたものとほぼ同じ内容となっております。この地域密着型サービスと申しますのは、今後、超高齢社会を迎え、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が身近な地域での生活が継続できるようにするため、平成18年に介護保険制度の大きな改革により、創設されたサービス体系でございます。原則といたしまして、その市町村の被保険者のみがサービスを利用することができます。そして市町村がサービス事業者に対しまして、指導、監督、指定を実施する権限を有しております。それでは、1ページの目次によって説明をいたします。まず第1章の総則でございますが、ここでは第1条でこの条例の趣旨を定めております。第2条で用語の定義、3条でサービス事業の一般原則を定めております。次の第2章からは、介護認定によりまして、要介護1から要

介護5までの区分に認定された方が利用できます8種類のサービスの事業の人員、施設、設備及び運営に関する基準を定めております。第2章につきましては、第4条から第44条まででございます。ここでは定期巡回、随時対応型訪問介護看護の基準等を定めております。このサービスは、日中夜間を通じまして、訪問介護と訪問看護を一体的にそれぞれが密接に連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスでございます。続きまして第3章でございます。ここは、第45条から第59条まで、夜間対応型訪問介護の基準等を定めております。このサービスは、夜間の定期的な巡回訪問、通報を受けて要介護者の居宅を訪問して、排泄等の介護、日常生活上の支援を行うサービスでございます。次に第4章では、第60条から第80条まででございます。ここでは、認知症対応型通所介護の基準等を定めております。このサービスは認知症の利用者ができる限り居宅で能力に応じ、自立した日常生活を営めるように、特別養護老人ホーム等に通り、日常生活上の世話や、機能訓練を行うものでございます。続きまして第5章でございます。第81条から第108条まで、小規模多機能型居宅介護の基準等を定めています。このサービスにつきましては、居宅やサービス拠点への通所や短期間の宿泊によりまして、日常生活の世話や、機能訓練を行うものでございます。砥部町におきましては、一カ所の事業所指定がでございます。次に2ページの方で、第6章でございます。ここでは109条から128条まで、認知症対応型共同生活介護の基準等を定めております。このサービスはいわゆるグループホームといわれるもので、認知症の高齢者に対しまして、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民と交流のもと、日常生活上の世話と機能訓練を行うものでございます。砥部町では5カ所の事業所を指定しております。第7章は第129条から第149条まで地域密着型特定施設入居者生活介護の基準等を定めております。このサービスは、定員が29名以下の有料老人ホームや養護老人ホーム等において、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話や、機能訓練を行うものでございます。次に第8章では、150条から第189条まで地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基準等を定めております。このサービスは定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行うものでございます。次に第9章、190条から202条まで。複合型サービスの基準等を定めております。このサービスは小規模多機能型居宅介護と訪問介護など、2種類以上のサービスを組み合わせた事業所において、医療や介護ニーズの高い要介護者を地域で支えていくというものでございます。最後に83ページの方をお開きください。附則といたしまして、第1条で条例の施行期日を平成25年4月1日から施行するとしております。また、第2条から第15条には経過措置について規定を明記しております。以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。砥部町指定地域密

着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のように定める。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。

○議長（山口元之） 課長ちょっと待って下さい。

○介護福祉課長（重松邦和） 提案理由といたしましては、議案の最後42ページの方をお開きください。地域主権改革一括法の成立によりまして、介護保険法が改正され、これまで国が一律に定めていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等について、自治体が地域の実情に応じて条例で基準を定めることとされたため、提案するものでございます。条例の内容につきましては、介護保険法第115条の14、第1項及び第2項の規定に基づきまして、これまで厚生労働省令に示されていたものと同じ内容となっております。この地域密着型介護予防サービスは、さっきの8種類の地域密着型サービスの内、介護認定で要支援1または要支援2の区分に認定された方が利用できるものでございます。3種類のサービスがございます。それでは、1ページの目次によって説明をさせていただきます。まず第1章の総則では、第1条でこの条例の趣旨を、第2条で用語の定義、第3条でサービスの一般原則を定めております。第2章では、第4条から第42条まで、介護予防、認知症対応型通所介護の基準等を定めております。このサービスは認知症である要支援者ができる限り居宅で能力に応じ自立した日常生活等を営めるよう、特別養護老人ホーム等に通り、日常生活上の世話や、機能訓練をするものでございます。第3章では、43条から第69条まで、介護予防、小規模多機能型居宅介護の基準等を定めております。このサービスは認知症である要支援者が可能な限りその居宅でサービスの拠点への通所、もしくは短期の入所、宿泊により自立した日常生活を営むことができるよう、支援と機能訓練を行うものでございます。砥部町では1か所の事業所の指定がございます。次に2ページの第4章でございます。第70条から第90条まで介護予防認知症対応型共同生活介護の基準等を定めております。このサービスは、グループホームでございまして、認知症である要支援2に該当する者に可能な限り共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、日常生活上の支援と機能訓練を行い、利用者の心身機能の回復を図りまして、生活機能の向上を目指すものでございます。砥部町では5か所の事業所を指定しております。41ページの方をお開きください。附則といたしまして、第1条で条例の施行期日を平成25年4月1日から施行するとしております。また、第2条から第5条につきましては、経過措置について規定を明記しております。以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。5番佐々木□雄君。

○5番（佐々木□雄） ちょっと、十分に理解できていない部分があるんですけども、ようは改めてこの第4号5号のところで、人員を町で基準を定めるというふうなことで

すよね。現行の人員と、この、実際に条例がスタートしたと言いますか、スタートしてから特に人員が変更するだとかいうふうなことがあるんかどうか、そのへんをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山口元之） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。この人員基準等につきましては、従来厚生労働省令で定めていたものと同じ内容になっております。人員等の基準につきましては、それを準用しておりますので、特に変更はございません。以上です。

○議長（山口元之） 他に質疑はありませんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号及び議案第5号は、厚生常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第4号及び議案第5号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第6号 砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第11 議案第6号砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 議案第6号砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてご説明いたします。砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例を次のように定める。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、最後の14ページをお願いいたします。今回の条例の新設は国の道路法の改正に伴い制定するものでございます。改正内容は、国が定めていた市町村道の技術的基準を参酌して、町道の管理者である砥部町が条例で定めることになったため、提案するものでございます。それでは1ページに戻っていただきまして、趣旨、第1条、この条例は道路法第30条第3項の規定に基づくとありますが、これが条例委任するということでございます。用語、第2条、この中に道路構造令とありますが、これは道路の設計基準でございます。道路の区分第3条、車線等、第4条でございますが、下の表の上2行でございますが、但し書きを入れております。本来交通量によって車線数は決定でございますが、地域又は路線の状況を考慮して、必要と認める場合は車線数を変更することができる。これは町独自の基準でございます。次のページをお願いいたします。3項真ん中の表の上側にも但し書きを入れております。同じく車線数の変更でございます。但し書きを入れております。次3ページをお願いいたします。車線の分離等、第5条、路肩、第6条、4ペー

ジをお願いいたします。路肩の関係でございますが、表の下、上の表の下でございます、4ページの上の表の下で3項でございます。前項の規定にかかわらず、円滑な通行を確保するため、必要があると認める場合においては、車道の左側に設ける路肩の幅員は1m以上とするものとする、とある、これは町の独自基準でございます。通常の道路につきましては、車が通るところが3m、路肩が50cm50cmの通常最低基準4mでございます。その中で、路肩が50cmのところを1m以上にして、歩道は設置しないけれども、歩行者のできるだけ安全確保ということで、用地確保ができるのであれば広げる、歩道は設置しないけど、人が歩くところを確保するという意味で、基準を入れております。停車帯、第7条、自転車道、第8条、自転車歩行者道、第9条、歩道、第10条でございますが、第10条の3項、ここにも但し書きを入れております。地形の状況、その他の特別な理由により、止むを得ない場合においては1.5mまで縮小することができる。通常歩道が必要な道路の新設は、歩道は2mでございます。地域の実情によって、用地の確保ができない場合は、1.5mまで縮小ができる。これも町独自の基準でございます。次のページをお願いいたします。歩行者の滞留の用に供する部分、第11条、植樹帯、第12条、設計速度、第13条、車道の屈曲部、第14条、曲線半径、第15条、曲線部の片勾配、第16条、曲線部の車線等の拡幅、第17条、8ページ、お願いします。視距等、第19条、縦断勾配、第20条、縦断曲線、第21条、10ページお願いいたします。舗装、第22条、横断勾配、第23条、合成勾配、第24条、排水施設、第25条、平面交差接続、第26条、ここにも但し書きを入れております。一車線で右折ラインが設ける時につきましては、本来一車線の車道は、2.75が原則でございますけれども、これを縮小して、2.5m、又は2mまで縮小して右折ライン等の確保を図るということで但し書きを入れさせていただいております。待避所、第27条、交通安全施設、第28条、凸部、狭窄部等、第29条、乗合自動車の停留所等に設ける交通等、第30条、自動車駐車場等、第31条、防護施設、第32条、橋、高架の道路等、第33条、附帯工事等の特例、34条、小区間改築の場合の特例、第35条、自動車専用道路及び自転車歩行者専用道路、第36条、歩行者専用道路、第37条、委任、第38条。附則でございますが、この条例は25年4月1日から施行するというところでございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第6号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第6号は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩します。再開は10時45分の予定です。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~

日程第12 議案第7号 砥部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の
制定について

(説明、質疑、産業建設委員会付託)

○議長(山口元之) 再開します。日程第12 議案第7号砥部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題とします。本案について提案の理由説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長(萬代喜正) 議案第7号砥部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてご説明いたします。砥部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例を次のように定める。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、3ページをお願いいたします。今回の条例新設は、国の道路法の改正に伴い、制定するものでございます。改正内容は、国が定めていた道路標識等の技術的基準を参酌して、町道の管理者である砥部町が条例で定めることになったため、提案するものでございます。それでは1ページに戻っていただきまして、趣旨、第1条、この条例は道路法第45条第3項の規定に基づき、とありますが、これが条例委任にするということでございます。定義、第2条、今回条例委任された標識は、案内標識と、警戒標識でございます。案内標識及び警戒標識の寸法の原則、第3条、町道に設置する案内標識及び警戒標識の寸法の特例、第4条。2ページをお願いいたします。案内標識及び警戒標識の文字等の大きさの原則、第5条。特定の案内標識の文字等の大きさ、第6条。3ページです。案内標識及び警戒標識の縁等の太さ、第7条。補助標識の寸法、第8条。附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。また経過措置としまして、この条例の施行の際、現に設置された道路標識の寸法については、なお従前の例によるとしております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(山口元之) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。12番井上洋一君。

○12番(井上洋一) 課長あの、簡単に言えば、この国の方から町の方になって、大きさが変わったとか、そういうわけではないんですか。別に従前どおりの大きさで変化がないということなんでしょうか。

○議長(山口元之) 萬代産業建設課長。

○産業建設課長(萬代喜正) 井上議員さんのご質問にお答えします。今回この道路標識の基準につきましては、国の基準そのまま採用しております。またこれは例によりま

すと、県道から町道に入る時、案内標識等が基準が違って大きさがとか違くと非常に困ることが起こるのであろうと、ただし、今後いろんな地域によっては、観光地域によっては、また今後皆様にご協議さしていただいて、観光施設が中心に多くあるところは特別にという場合は、その特別エリアだけ設けてという考え方もできますので、条例でその表示の関係を指定することはできますので、そういう考え方を思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山口元之） 他に質疑はございませんか。12 番井上洋一君。

○12 番（井上洋一） ということは、課長、例えばですよ、どれでもいいんですけど、この参考資料の回り道なら回り道でいいんですが、この大きさが場所によっては大きいところがあったり小さいところがあったりするということが、今後起こり得るんですか。

○議長（山口元之） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） そのとおりでございます。

○議長（山口元之） 他に質疑はありませんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第7号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

### 日程第13 議案第8号 砥部町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（山口元之） 日程第13 議案第8号砥部町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 議案第8号砥部町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。砥部町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例を次のように定める。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、最後の10ページをお願いいたします。今回の条例新設は、国の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い制定するものでございます。改正内容は、国が定めていた移動等円滑化のための道路の技術的基準を参酌して、条例で定めることになったため、提案するものでございます。1ページをお願いいたします。なお、今回条例しておりますこの分については、基準でございます、すべて国の基準としております。第1章、総則、趣旨、第1条。この中の法律第10条第1項に規定するとありますが、道路管理者は道路の新設、

改築を行うときは、移動等の円滑化法律に適合させなければならないとなっており、条例で基準を定めるものでございます。用語の定義、第2条、第2章、歩道等、歩道、第3条。次のページお願いいたします。有効幅員、第4条、舗装、第5条、勾配、第6条、歩道等と車道等の分離、第7条、高さ、第8条、横断歩道に接続する歩道等の部分、第9条。3ページです。車両乗入れ部、第10条、第3章、立体横断施設、立体横断施設、第11条、これは横断歩道橋等です。エレベーター、第12条。4ページお願いいたします。傾斜路、第13条、エスカレーター、第14条、通路、第15条、階段、第16条、第4章、乗合自動車停留所、高さ、第17条、ベンチ及び上屋、第18条、第5章、自動車駐車場、障害者用駐車施設、第19条、障害者用停車施設、第20条。7ページお願いいたします。出入口、第21条、通路、第22条、エレベーター、第23条、傾斜路、第24条、階段、第25条、屋根、第26条。8ページお願いいたします。トイレ、第27条、28条、トイレ関係、29条、トイレの準用、第6章、移動等円滑化のために、必要なその他の施設、案内標識、第30条、視覚障害者等誘導用ブロック、第31条、休憩施設、第32条、照明施設、第33条。附則といたしまして、この条例は、25年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路にあっては、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては当該規定を適用しないとしております。それ以下、3から7まで、経過措置をとっております。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） この砥部町高齢者障害者等のという、最初に言葉が出てくるんですが、最近障害者の害というのをひらがなで書いてるという場合が多いんですが、この漢字の害が云々というような評論家もいらっしゃいますが、そのあたり、いかがでしょう。

○議長（山口元之） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 井上議員さんのご質問にお答えします。この場合、通常の、あの、条例とか、法律以外のものについてはひらがなというのはお聞きしたことがあるんですけども、これは条例ですので、漢字ということで、今確認しましたので、ご理解を頂けたらと思います。

○議長（山口元之） 他に質疑はございませんか。7番岡利昌君。これは先ほどのと同じかもしれないんですが、やはり条例で構造は少しは変えても構わんということですか。

○議長（山口元之） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 西岡議員さんのご質問にお答えします。これ、バリアフリー化でございますので、その中のどれだけ住民に安全にスロープ等、階段等で使いやすくするかということでございまして、これは先ほどの道路の整備基準と同じでござい

まして、その中を関連してできるだけバリアフリー化を図るということでございますので、これにつきましては今この条文のとおりでございます。詳しい、細かい図面等とか、寸法等とかは入れておりませんので、その中で、基本的なラインだけ決めて、現場で対応するというところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山口元之） 他に質疑はありませんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第8号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第9号 砥部町情報公開条例の一部改正について

日程第15 議案第10号 砥部町個人情報保護条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生常任委員会付託）

○議長（山口元之） 日程第14 議案第9号及び日程第15 議案第10号については一括議題とします。提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第9号砥部町情報公開条例の一部改正について。砥部町情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、国有林野を有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、国有林野事業が国営企業でなくなり、国が経営する企業に係る規定を削るため提案するものである。内容としましては、現在まで国が経営する企業にということ、文言が出ておりましたが、今回、法律の施行に伴いまして、最後まで残っておりました国有林野事業が国営でなくなったということに伴いまして、語句の整理をするものでございます。これに至る経過としましては、行政改革の一環として、国の行政機関の再編成、事務事業の減量、効率化等の改革によって、組織を民営化したり、独立行政法人化して、国の行政組織の外に置いた、というような経過がございます。今回、最後まで残っておりました国有林野事業が国営企業でなくなるため、その文言を整理するものでございます。また、合わせて、地方公共団体が経営する企業についても、地方独立行政法人化しているものもあり、合わせて語句の整理をするものでございます。内容としましては、新旧対照表を見ていただきますと、オのところで、現在町、国又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業という文言で示されておりますが、それが独立行政法人と、町もしくは他の地方公共団体が経営する企業、または地方独立行政法人に係る事業というふうに語句の整理をするものでございます。議案に戻っていただきまして、附則としまして、

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

続きまして議案第 10 号でございます。砥部町個人情報保護条例の一部改正について。この 10 号につきましても、先ほどの 9 号とまったく同じ内容でございます。附則としまして、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行する、というものでございます。以上で議案第 9 号、第 10 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） ただいま総務課長からご説明がございましたが、じゃあ一体町内にですね、何ヘクタールぐらいの該当面積があるんでございませうか。

○議長（山口元之） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 三谷議員さんのご質問にお答えします。町内に国有林野が何ヘクタールあるか、ということにつきましては、ちょっと現在資料持っておりませんので、今回の条例の改正とは直接の関係がなかったものですから、現在は調べておりません。あとで、またお調べして、お知らせしたいと思いますですがそれでよろしいでしょうか。

○議長（山口元之） 他に質疑はございませうか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第 9 号及び議案第 10 号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第 9 号及び議案第 10 号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第 16 議案第 11 号 災害派遣手当に関する条例の一部改正について (説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第 16 議案第 11 号災害派遣手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） それでは、議案第 11 号災害派遣手当に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。平成 25 年 3 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは提案理由の方からご説明をさせていただきます。先ほど議案第 3 号のところでご説明を申し上げた、新型インフルエンザ等緊急事態措置、これに関しまして、この対策基本法の中に、応援を要請した市町村、これに要した費用を支弁しなければならないと規定をされております。さらに、災害対策基本法の規定を準用するというふうにも規定をされております。それでは本文に参ります。災害派遣手当に関する条例の一部を次のように改正する。第 1 条中、「武力攻撃災害等派遣手当」の次に、及び新型インフルエンザ等緊急事



態派遣手当を加える。附則としまして、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。以上で議案第 11 号の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 11 号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第 11 号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 17 議案第 12 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第 17 議案第 12 号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） 議案第 12 号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてご説明を申し上げます。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を、次のように定める。平成 25 年 3 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由の方にまず説明をさせていただきます。予防接種法に基づく予防接種又はその他町長が特に認めた予防接種において、町長が健康被害を受けた時に、医学的な調査を実施し、適切かつ円滑な処置等を図ることを目的に、砥部町予防接種健康被害調査委員会を設置及び同委員の報酬を定めるため、提案するものでございます。提案理由の説明の追加としましては、最近特に任意接種、子宮頸がん等の任意接種 3 ワクチンが一昨年あたりから施行されておりますが、かなり健康被害が国内で発生しておるといふうなことに鑑みまして、このような委員会を設置し、適正を図って参りたいという主旨でございます。内容としましては、別表、町長の部の次に、砥部町予防接種健康被害調査委員会、内容については、予防接種による健康被害の発生に際し、医学的見地からその発生原因その他必要事項を調査研究及び審議すること。委員の人数は 6 名。これを加えるという改正でございます。附則としまして、第 1、施行期日でございますが、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。附則の第 2 としまして、砥部町の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。ここでは、予防接種健康被害調査委員会委員の報酬を、1 回 7 千円と定め、別表、坂村真民記念館運営協議会委員の項の次に加えるという改正でございます。以上で議案第 12 号の説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 今説明の中に、スタッフが6人と言われましたが、もう4月1日から施行するのに、まあ現在そのスタッフはもうお決まりになっておりましたでしょうか。もし決まっておりましたら、こういう方をお願いするということは公表してもよろしいんじゃないでしょうか。以上。

○議長（山口元之） 大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。この委員会の内容につきましては、本議決をいただいた後に町の規則として定める予定としております。私どもの原課で考えてございますのは、委員6名の構成としまして、3つの分野から各々2名ずつを予定を考えております。1つが町職員、関係課の職員でございます。2つ目が、中予保健所の職員。3つ目が伊予医師会から推薦された医師。いずれも各2名を予定を、考えております。以上で説明を終わります。

○議長（山口元之） 他に質疑はございませんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第12号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。



日程第18 議案第13号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第18 議案第13号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） 議案第13号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成25年3月4提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、緊急通報装置設置事業から在宅高齢者安心生活支援事業への移行が完了しましたので、緊急通報装置設置事業を廃止するため、提案するものでございます。それでは、議案第13号資料の新旧対照表をご覧ください。原稿の別表中、緊急通報装置設置事業の項を削ります。合わせまして、この項を削ることによりまして、生活保護法（昭和25年法律第144号）という文言が消えてしまいますので、次の生活管理指導員派遣事業のところに、この（昭和25年法律第144号）を追加するものでございます。なお、

この在宅高齢者安心生活支援事業と申しますのは、従来の緊急通報装置、緊急時にボタンを押すということで、委託業者と繋がって、緊急対応するという事業から、それに加えて、独居高齢者の相談、また急病の場合、看護師、保健師等適切な指導助言を24時間体制で行われるという事業でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとなっております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第13号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第19 議案第14号 砥部町営駐車場条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第19 議案第14号 砥部町営駐車場条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第14号 砥部町営駐車場条例の一部改正について。砥部町営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、上野第1駐車場については、新設のため、上野第2駐車場及び高尾田駐車場については、既存の土地を駐車場として運用していたものを町営駐車場に位置付けて管理するため、提案するものである。内容としましては、新旧対照表の方及びそのあとについてあります資料2で位置等を確認していただければと思います。まず上野第1駐車場につきましては、今まで上野団地の浄化槽の設置しておりました場所が公共下水に繋がったということで、必要がなくなったと。そういったことによりまして、上野区の方の利便性を図るために、駐車場として整備したものでございます。まず上野第1駐車場につきましては30区画でございます。次に上野第2駐車場でございますが、このところにつきましては、スーパーフジのところからまっすぐ上がった団地入口の角っこの三角地でございます。今まで普通財産としてお貸ししておりました。その運用の仕方としては、同じ駐車場という運用の仕方であったということで、今回これも町営駐車場として位置付けて運営をするということにいたしました。ここににつきましては、6区画でございます。続きまして、高尾田駐車場、ここににつきましては元町営住宅があったところの端っこの土地でございますが、ここににつきましては、5区画

ございます。これも同じように駐車場として現在利用されております。それも含めまして、この3箇所につきまして、町営駐車場という位置づけで今後運営していくというものでございます。本文へ戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第14号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第20 議案第15号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第20議案第15号砥部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 議案第15号砥部町道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、3ページをお願いいたします。道路占用料の額の算定の大きさとなる地価水準、地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適正なものとするため、提案するものでございます。なお、国道の占用料も23年度に改正されており、改定料金を採用して改正するものでございます。それでは新旧対照表をお願いいたします。参考資料の新旧対照表でございます。改正案が右でございます。この中で、占用物件第32条第1項第1号に掲げる工作物とありますが、これは電柱、電線、変圧器、ポスト、公衆電話等でございます。次のページをお願いいたします。法第32条第1項第2号に掲げる物件というのは、水管、下水道管、ガス管等でございます。法第32条第1項5号に掲げる施設は、地下街、地下室、通路、浄化槽等でございます。32条第1項第6号に掲げる施設は、露店、商品置き場等でございます。令第7条第1項につきましては、看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、アーチ等でございます。なお、備考欄に電線の添加数によつての第1種2種と区別がございますので、こちらの方に種類関係等解説をしております。なお、この条例は平成25年4月1日から施行としております。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 15 号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思
います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は、産業建設常任委
員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 21 議案第 16 号 砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の廃止について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第 21 議案第 16 号砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条  
例の廃止についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画  
財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第 16 号砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条  
例の廃止について。同条例を廃止する条例を次のように定める。平成 25 年 3 月 4 日提出、  
砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、この基金は住民生活に光を注ぐ交付金の  
一部を地域の雇用拡大等につながるソフト事業の実施に要する経費に充当することを目  
的として、平成 22 年度に設置いたしました。24 年度を持って事業が完了したため、提  
案するものでございます。若干説明を加えさせていただきますと、国の地域活性化住民  
生活に光をそそぐ交付金、これを財源に緊急に実施するということで、基金を作りました。  
交付金の性格から、当初から 24 年度末をもって、末までに使いきることを条件とさ  
れておりましたので、今回このほど使いきって、廃止するものでございます。ご審議の  
ほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 16 号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思  
います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は、総務文教常任委  
員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 22 議案第 17 号 平成 24 年度砥部町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 23 議案第 18 号 平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 24 議案第 19 号 平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 25 議案第 20 号 平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 26 議案第 21 号 平成 24 年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 27 議案第 22 号 平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)

日程第 28 議案第 23 号 平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 4 号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長(山口元之) 日程第 22 議案第 17 号から日程第 28 議案第 23 号までの平成 24 年度補正予算 7 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 議案第 17 号一般会計補正予算第 6 号から議案第 21 号とべの館補正予算第 1 号までを私の方から提案させて、私の方からご説明させていただきます。まず補正予算概要の 1 ページをご用意ください。こちらの方でございます。一覧、補正の一覧でございますが、D 欄 3 月補正のところにございますように、一般会計の補正は 1 億 6,388 万 8 千円の増額補正で、累計 72 億 5,123 万 3 千円となります。昨年同期と比べると 22.2%の減となっております。中学校改築事業が要因となっております。次に、特別会計ですが、補正総額が 9,877 万円の増額。公営企業会計の方が公共下水、水道、合わせて 4,094 万 4 千円の増額補正となっております。補正総額は 3 億 36 万 2 千円の、失礼しました、3 億 360 万 2 千円の増額で、全体予算規模は 134 億 3,137 万 2 千円となりました。昨年同期と比べると 12.8%の減。一般会計だけでなく、全体的に減少しております。それでは、各補正の内容をご説明いたします。一般会計補正予算第 6 号の方をご用意ください。1 ページをお願いいたします。議案第 17 号平成 24 年度砥部町の一般会計補正予算第 6 号は次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出補正でございますが、1 億 6,388 万 8 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 72 億 5,123 万 3 千円とするものでございます。あと繰越明許費、第 2 条でございますが、繰越明許費の補正をお願いしております。それから第 3 条として債務負担行為補正をお願いしております。第 4 条として、地方債補正をお願いしております。この 4 点の補正をお願いしております。平成 25 年 3 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いいたします。歳出の補正でございますが、ご覧のように補正内容ほとんどが事業の精算等による減額補正となっております。増額の大きなものとしては、3 款民生費の社会福祉費、10 款教育費の小学校費、13 款諸支出金があります。これらにつきましては、民生費については介護保険特別会計への繰り出し、教育費は砥部小学校の屋内運動場の改修整備を行います。それと、諸支出金については、基金への積み立てを予定しているものでございます。財源でございますが、2 ページをご覧ください。1 億 6,388 万 8 千円の内、一般財源は約 85%、1 億 3,900 万円ほどを予定しております。その一般財源として見込んでおりますのは、9 款の地方

交付税、17 款繰入金、この繰入金は全額財政調整基金でございますが、これらを一般財源として見込んでございます。次に 4 ページをお願いいたします。25 年度へ繰り越す予定の事業を繰越明許費としてご審議いただきたいということで提案しております。8 件の事業を予定しております。次に、5 ページでございますが、債務負担行為、これについては債務負担行為は廃止でございます。砥部焼陶芸塾につきましては、24 年 25 年度の 2 カ年事業として予定しております、24 年度申込者が少なかつたため、実施を見送っております。そのため、25 年度の債務負担行為を廃止するものでございます。次に 6 ページをご覧ください。地方債補正でございますが、先ほどの砥部小学校の屋内運動場、これに伴う事業の財源とするため、緊急防災減災事業 1,250 万円を予定いたしました。限度額として設定するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、従来とおりでございます。一般会計につきましては、以上でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計の補正予算をご用意ください。1 ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。議案第 18 号平成 24 年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号は次に定めるところによる。第 1 条としまして、事業勘定の歳入歳出それぞれ 3,381 万 6 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 25 億 5,169 万 9 千円といたします。また、直営診療施設勘定の歳入歳出それぞれ 136 万 6 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 8,442 万 5 千円とするものでございます。平成 25 年 3 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず事業勘定の歳出内容でございますが、3 ページをご覧ください。1 款総務費でございますけれども、前期高齢者の医療負担を 1 割に据え置くため、システム改修などの関連経費 49 万 9 千円を増額いたしております。また、10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金 3,326 万 2 千円が主なものでございますが、これにつきましては、医療費の確定に伴い、23 年度に国から交付のあった療養給付費等負担金を返還するためのものでございます。この財源については、2 ページをご覧ください。国庫補助金と一般財源としては療養給付費と、交付金を予定しているというところでございます。次に、直営診療施設勘定でございますが、5 ページの方をお願いいたします。

○議長（山口元之） ちょっと課長、すみません。はいどうぞ。

○企画財政課長（松下行吉） 直営施設勘定、5 ページでございますが、医業費を 136 万 6 千円減額いたします。ただし、歳入方法は 4 ページのとおり、診療収入が見込みより減少するというので、一般会計からの繰入金は 251 万 4 千円を増額する形となっております。国民健康保険特別会計は以上でございます。

続いて、後期高齢者医療特別会計に移らせていただきます。予算書の方をご用意ください。後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号でございます。よろしいでしょうか。1 ページをお開きください。議案第 19 号平成 24 年度砥部町の後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。第 1 条として、歳入歳出それぞれ 93 万 3 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 2 億 793 万 8 千円とするものでございます。平成 25 年 3 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。まず 3 ページの歳出をご覧ください。総務費として広域

連合への事務費負担金は114万2千円を減額いたします。それから、2款の後期高齢者広域連合納付金でございますが、被保険者の増加に伴い、207万5千円を増額いたします。財源については、2ページのとおり5款繰越金207万5千円を増額し、3款1項の方、一般会計繰入金は事務費分を減額しております。後期高齢者医療特別会計については、以上でございます。

続いて、介護保険事業特別会計に移らせていただきます。介護保険事業特別会計補正予算第2号の1ページをお願いいたします。議案第20号平成24年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。第1条として、保険事業勘定の歳入歳出、それぞれ5,700万円を追加し、歳入歳出それぞれ18億5,824万3千円といたします。また介護サービス事業勘定でございますが、歳入歳出それぞれ65万円を追加し、歳入歳出それぞれ4,151万9千円とするものでございます。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。まず3ページの方をお開きください。保険事業勘定の歳出でございますが、2款の給付費を5,700万円増額するものでございます。24年度につきましては、第5期介護保険計画の初年度に当たっておりまして、当初予算では計画中の数値を基礎に置いておりました。その関係で増額が大きなものとなっております。保険給付費の方で介護サービス等諸費の施設サービス費が当初より大幅に増加しておるものでございます。財源については、2ページに掲載しております。このうち、7款繰入金でございますが、1項一般会計繰入金は保険給付のうち一般会計を受け持つ法定分、これと事務費分合わせて712万5千円。あと2項基金繰入金は介護保険運営基金を取り崩すものでございます。それから5ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定でございますが、65万円の増額で、財源については介護サービス収入を予定しております。若干説明を加えさせていただきますと、最後のページ、26、27ページをお願いいたします。居宅介護サービス事業として、広寿会に業務を委託して、運営しておりますけれども、介護職員処遇改善のため、居宅介護サービス事業委託料を65万円増額するものでございます。介護保険事業特別会計については、以上でございます。

私の方から最後になりますが、とべの館特別会計に移らせていただきます。とべの館特別会計補正予算の第1号の1ページをご覧ください。議案第21号平成24年度砥部町のとべの館特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ773万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ4,864万5千円とするものでございます。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページの方をご覧ください。とべの館運営基金へ前年度決算剰余金を中心に基金利息などを積み立てるための増額補正でございます。歳入については2ページのとおりでございます。とべの館特別会計は以上でございます。

以上ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山口元之） 日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） それでは私の方から議案第22号23号について説明をさ

させていただきます。まず議案第 22 号平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 3 号について説明をさせていただきます。第 1 条平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第 2 条、平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計予算、第 2 条第 4 号に定めた業務の予定量を次のように定める。管渠、既決業務量 4 億 962 万 5 千円を補正業務量 3,300 万円追加し、計 4 億 4,262 万 5 千円とするものでございます。これにつきましては、国の補正予算を活用しまして、平成 25 年度に予定していた県団地区域の面整備を前倒しするものでございます。第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。まず収入でございますが、第 1 款第 2 項営業外費用を 100 万円追加し、収入合計を 1 億 3,790 万円とするものでございます。次に支出ですが、第 1 款第 1 項営業費用を減価償却費として 64 万 5 千円を追加し、支出合計を 1 億 3,754 万 5 千円とするものでございます。次のページをお願いします。第 4 条、予算第 4 条に定めた資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 120 万円は過年度消費税及び地方消費税調整額で補填するものとする。まず収入でございますが、第 1 款下水道資本的収入を 3,180 万円増額するものでございます。その内訳でございますが、第 1 項企業債を下水道事業債 2,380 万円追加、第 2 項補助金、国庫補助金を 1,390 万円追加、第 3 項負担金補助及び分担金、受益者分担金を 1,758 万円追加、第 4 項他会計負担金、一般会計負担金を 152 万円追加、第 5 項他会計出資金、一般会計出資金を 2,500 万円減額し、収入合計を 4 億 7,737 万円とするものでございます。次に支出でございますが、第 1 款第 1 項建設改良費を 3,300 万円増額し、支出合計を 4 億 7,857 万円とするものでございます。これは最初にも申し上げましたが、国の補正予算を活用しまして、県団地区域の面整備を前倒しするものでございます。第 5 条、予算第 5 条に定めた起債の限度額を次のように定める。限度額、2 億 2,210 万円を補正額 2,380 万円補正し、2 億 4,590 万円とするものでございます。第 6 条、予算第 9 条文中の一般会計からこの会計へ補助を受ける金額 9,497 万円を 1 億 297 万円に改める。平成 25 年 3 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。次に議案第 23 号をご覧ください。議案第 23 号平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算第 4 号について説明させていただきます。第 1 条で平成 24 年度砥部町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。第 2 条、平成 24 年度砥部町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。第 1 款上水道事業費用を 729 万 9 千円増額し、2 億 9,720 万 5 千円とします。内訳といたしまして、第 1 項営業費用を老朽管の更新や下水道工事に伴う排水管の布設替え等により、固定資産除却費 717 万 9 千円を増額し、2 億 5,786 万 3 千円とし、第 3 項特別損失を不能欠損額 12 万円増額し、12 万 1 千円とし、支出合計を 3 億 1,491 万 5 千円とするものでございます。第 3 条、予算第 4 条本文括弧中不足する額 1 億 8,785 万 1 千円を、不足する額 1 億 8,369 万 9 千円に、過年度分損益勘定留保資金 1 億 7,985 万 1 千円を過年度分損益勘定留保資金 1 億 7,569 万 9 千円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。第 1 款上水道資本的収入第 3 項負

担金を415万2千円増額し、支出合計を8,806万2千円とするものでございます。この415万2千円でございますが、消火栓新設改良工事に伴う一般会計からの負担金でございます。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で補正予算関係の説明終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりました。ここで昼食のため休憩をします。再開は、午後1時10分の予定です。

午前11時49分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（山口元之） 再開します。これから補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。5番佐々木□雄君。

○5番（佐々木□雄） こちらの補正予算の概要のところでお尋ね致します。5ページのところです。6款の農林水産業費のところ、林業振興関係で広域林道万年鶴崎線整備事業の負担金500万というふうにあります。一番下のところにですね、少し補足説明もあるんですが、ちょっと私の記憶違いかも知れませんが、以前この話があった時に、議論した中で、砥部町にとってそんなにメリットもないし、どうなんだろうというふうな話がたぶんされたんじゃないかなと思うんですが、もう一度この事業でですね、負担金500万円まで出して、砥部町にとってメリットがどのようなことにどのようなメリットがあるのか、ご提示いただければと思います。

○議長（山口元之） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。今現状の林業関係につきましては、日本全国どこでもございますが、もう作業もできない、間伐もできないということで、国土全体が荒れていく状態になっておるのもご存じのとおりでございます。またCO2削減等もございます。また障子山林道につきましては、作業道が一切なしと、林道がないということで、今回前方ご説明、全員協議会と委員会でもご説明させていただきました。伊予市と砥部で広域林道等を整備すれば、10%の負担でできる、ただその10%につきましては、大きい小さいかはそれぞれのご判断だと思いますけれども、私どもの林業振興といたしましては、万年から伊予市の鶴崎まで、延長につきましては全体で8,900mで、砥部町分が3.4km、伊予市分が5.5kmということで、県の広域林道整備計画に挙げさせていただきまして、この分につきましては、採択されました。そのため、今後土地は寄付で整備するその土地につきましては、全部寄付で隣家も協力的にするということで、隣家に保障費は一切払いません。すべて寄付で、道路部分になる分は寄付でということで、合意はありました。そのため今回私どもの農林振興の担当といたしましては、今後将来のことに対しての投資ということでございまして、整備をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 他に質疑はございませんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第 17 号から議案第 23 号までの平成 24 年度補正予算 7 件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 17 号から議案第 23 号までの平成 24 年度補正予算 7 件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

- 日程第 29 議案第 24 号 平成 25 年度砥部町一般会計予算
  - 日程第 30 議案第 25 号 平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
  - 日程第 31 議案第 26 号 平成 25 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第 32 議案第 27 号 平成 25 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
  - 日程第 33 議案第 28 号 平成 25 年度砥部町とべの館特別会計予算
  - 日程第 34 議案第 29 号 平成 25 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
  - 日程第 35 議案第 30 号 平成 25 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算
  - 日程第 36 議案第 31 号 平成 25 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
  - 日程第 37 議案第 32 号 平成 25 年度砥部町浄化槽特別会計予算
  - 日程第 38 議案第 33 号 平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計予算
  - 日程第 39 議案第 34 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計予算
- （説明、質問、各常任委員会付託）

○議長（山口元之） 日程第 29 議案第 24 号から日程第 39 議案第 34 号までの平成 25 年度当初予算 11 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 25 年度当初予算について、議案第 24 号一般会計から第 32 号浄化槽特別会計までを私の方でご提案させていただきます。まず全体的なことにつきまして、お手元の 25 年度当初予算の概要の方でご説明させていただきます。この分でございます。1 ページをお開きください。ございますでしょうか。こういうやつでございます。じゃあささせていただきます。1 ページ、表 1 の当初予算の状況をご覧いただきたいんですが、25 年度一般会計の当初予算が 66 億 5,996 万 9 千円で、昨年と比べますと約 1 億 5 千万、2.3%の減となっております。次に特別会計でございますが、50 億 9,074 万 3 千円で、企業会計の方は公共下水道事業と、水道事業の収益資本の支出合計合わせて 12 億 8,170 万円でございます。約 1 億 5 千万円のこちらの方、増でございます。25 年度の当初予算規模でございますが、最後の合計のところでございますが 130 億 3,241 万 2 千円で、対前年度 2 億 9,514 万 5 千円、2.3%の増加となっております。一般会計に

つきましては先ほど申しておりますように、政策経費を補正予算で計上するという事としたため、減少をしておりますが、国民健康保険の事業勘定、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の保険事業勘定など、社会保障関連予算の増加、それから公共下水、水道事業等の資本的支出も増加しております、町全体では対前年 2.3%の増加となっております。次に 3 ページの表 2 をご覧ください。全体の職員人件費でございますが、前年と比べますと 3,834 万 7 千円の減少でございます。職員も 6 名減で計上されております。なお、賃金につきましては 2 億 8,304 万円で、約 900 万円の増となっております。それから 4 ページの表 4 をご覧ください。町債の発行でございますが、ここでは、この表ではですね、24 年度からの繰り越し分、その発行も見込んでございますが、当初予算では一般会計が現年分 4 億 9,300 万円、前年度繰り越し分 3,700 万円の計 5 億 3,040 万円。公共下水道が現年分 2 億 3,700 万円、前年度分繰り越し分 1 億 4,200 万円の 3 億 7,900 万円。水道で現年分 4,040 万円、前年度繰り越し分 1 千万円がございまして、5,040 万円。合計 9 億 5,980 万円の発行見込みでございます。25 年度末の起債残高見込みは全体で 112 億ほどになります。それでは、各会計の説明に入らせていただきます。まず一般会計でございますが、お手数ですが予算書の方の 1 ページをお開きください。議案第 24 号平成 25 年度砥部町の一般会計の予算は次に定めるところによる。第 1 条としまして、歳入歳出それぞれ 66 億 5,996 万 9 千円と定める。第 2 条債務負担行為でございますが、第 2 表の方に定めております。それから第 3 条地方債について、第 3 表の方で定めてございます。まずこの 2 つについてご説明させていただきます。6 ページをお願いいたします。債務負担行為でございますが、モノクロコピー機 7 台と下のカラーコピー機 4 台分、これの 26 年度から 29 年度までの債務負担の限度額をそれぞれ定めてございます。それから、7 ページの第 3 表地方債の方で、当初予算分で発行する起債の限度額を定めてございます。起債の方法、利率、償還の方法については従来とおりでございます。起債事業につきましては、当初予算概要に載せておりますので、後ほどご覧になってください。1 ページにお戻りください。第 4 条として一時借入金でございますが、最高限度額を 10 億円と定めてございます。第 5 条としまして、歳出予算の流用につきましては、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用ということで、項間の流用について定めてございます。平成 25 年 3 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは歳入歳出の内容について、少し説明を加えさせていただきます。もう一度申し訳ないんですけど、当初予算の概要の方、ご用意ください。7 ページをお願いいたします。一般会計の歳入でございますが、町税などの自主財源、これら繰越金を除いての見込みでございますが、歳入全体に占める割合としましては、39%ほどで、これは前年度とほぼ同程度の率でございます。第 6 表の方にそれぞれの額をまとめてございますが、町税については、対前年 3,300 万ほどの増で見込んでおります。法人町民税とたばこ税で約 3,300 万円ほど。固定資産税と軽自動車税で 960 万ほどの増を見込んでおりますが、個人町民税につ

いては減少で見込んでございます。次の交付税等のところでは、普通交付税を対前年で3千万円の減、地方特例交付金を1,900万の減で見込んでいます。普通交付税につきましては、25年度の地方財政計画が地方公務員給与の削減などを前提に総額を2.2%減としておりまして、それらを参考にした結果でございます。分担金、負担金、使用料はほぼ前年並み、国県支出金については、障害者自立支援に係る補助など、国庫支出金が増加しておりますが、子宮頸がんなど3ワクチンの接種が法定になることなどから、県支出金が減少しておりまして、差し引き1,700万の増と見込んでおります。町債は始めに話したとおりでございます。その他のところ、減額幅が大きくなってはおりますが、この25年度当初は財政調整基金からの繰り入れを見込んでおりません。この分で差が3億ほどでございます。それから繰越金を1億円ほどで見込んでおりまして、それによる差が1億円ほど出ております。次に歳出でございますが、12ページをご覧ください。13表でございます。款別に見た、目的別に見た歳出でございますが、民生費、衛生費、消防費の方は増となっておりますが、農林水産業費、土木費、教育費が大きく減少しております。初めに申しましたとおり、ここの当初予算では政策的な経費を新体制のもとで審議するため、補正予算に回しております。その関係で、農林土木関係が減少しております。増加の方ですが、消防費については、砥部消防署庁舎を継続事業として進めておりますけれども、25年度が本体建設に当たるため、大幅な増となっているところでございます。款ごとの主要事業は13、14ページにまとめておりますが、ここでは省略させていただきます。15ページの方お願いいたします。性質別にこの支出、予算を見たものでございます。性質別で予算を見ますと、扶助費、補助費、繰出金が増加し、人件費、公債費、普通建設事業費などが減少してございます。補助費の増加は砥部消防署庁舎改築に伴う伊予消防等事務組合の負担金の増によるものです。扶助費は介護給付費と支給事業費など、医療、介護関係が増加してございます。大まかなところはこういうところでございます。個々の事業説明については、22ページ以降にまとめておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。一般会計については以上でございます。

次に国民健康保険事業特別会計に移らせていただきますが、ここからは予算書の方で説明をさせていただいたらと思います。方々に飛んで申し訳ないんですが、ご用意出来たでしょうか。国保ですからこういうやつです。国民健康保険事業特別会計の1ページをご用意ください。議案第25号平成25年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算でございますが、事業勘定、25億9,752万3千円。直営診療施設勘定7,886万2千円と定めるものでございます。次に債務負担行為でございますが、第2条債務負担行為、第2表の債務負担行為によって定めてございますが、6ページをご覧ください。歯科診療業務委託料に対する債務負担行為でございます。26年度から29年度まで、限度額として1,970万円を定めるものでございます。1ページにお戻りください。第3条一時借入金ですが、事業勘定の最高限度額を3億円、直営診療施設勘定の最高額を2千万円と定めております。第4条の歳出予算の流

用については、ご覧のとおりでございます。平成 25 年 3 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。歳出の内容でございますが、まず 12 ページをお願いします。事業勘定の方の歳出でございますが、25 年度予算は前年度より約 1 億 5 千万円の増となっております。増加要因としましては、2 款保険給付費で対前年度 4,200 万円の増の 17 億 3,755 万 7 千円を計上したこと、あと 3 款後期高齢者支援金、6 款介護納付金、合わせまして 9,900 万円ほどの増となっております。これらが大きな増加要因となっております。保険給付費については、増え続けておまして、現在被保険者が約 6,400 人ほどおられますが、医療の増加傾向は今後も続くものと見られます。この財源につきましては、10、11 ページの方に掲載しております。国民健康保険税は 4 億 5,161 万 3 千円で、前年度より 1 千万円ほど増で見込んでおります。3 款国庫支出金は若干減少、一方で国の療養給付費交付金が 3,100 万円増加すると見込んでおります。5 款後期高齢者交付金でございますが、1 億円を超える大幅増と見込んでございます。前期高齢者の増加に伴いまして、支払基金から交付される前期高齢者交付金が増加すると見込んでおります。あと 9 款の繰入金でございますが、一般会計からの繰り入れと、国保財政調整基金の取り崩しでございます。一般会計からの繰り入れは、昨年度とほぼ同程度の 1 億 2,545 万 5 千円としております。財政調整基金繰入は 4 千万円増の 1 億円で計上しております。国保財政調整基金につきましては、24 年度につきましては取り崩さなくて済むと見込まれておりますが、25 年度予定どおり取り崩しますと、残額 6 千万円になると見込まれます。次に直営診療施設勘定でございますが、44 ページをご覧ください。対前年で 692 万 9 千円の減で計上しております。利用者の減少によりまして、25 年度も予算規模が縮小します。2 款の医業費 2,251 万 2 千円は、前年より 603 万 7 千円の減少でございます。歳入は前のページ 42、43 ページの方にございます。1 款の診療収入が 979 万 3 千円減少すると見込まれまして、3,271 万円を計上しております。繰入金 4,600 万 6 千円。このうち一般会計分は 3,958 万円を見込んでおまして、前年より 300 万ほど増で計上されております。国民健康保険事業特別会計については以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の予算書の方ご用意ください。1 ページをお願いいたします。議案第 26 号平成 25 年度砥部町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。第 1 条として、歳入歳出それぞれ 2 億 2,141 万 1 千円と定める。平成 25 年 3 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。後期高齢者医療特別会計は、対象者の保険料や町の一般会計が負担する事務費分などの受け入れて広域連合に収めることが主なものとなっております。医療費の支払いは広域連合が直接行っております。8、9 ページをお願いいたします。当初予算の 2 億 2,141 万 1 千円、対前年度 1,484 万 7 千円の増となっておりますが、まず 1 款総務費の増につきましては、広域連合と町を結ぶシステムの更改を予定しているため増加しております。2 款広域連合納付金は約 900 万円の増でございますが、増加分については前年より若干縮小されております。この財源につきましては、6、7 ページの方に乗せておりますけれども、保険料が 1 億 4,149 万 8 千円、それ

と3款の一般会計からの繰入金7,487万9千円が主なものとなっております。後期高齢者医療特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計の当初予算書をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第27号平成25年度砥部町の介護保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算でございますが、保険事業勘定19億4,196万7千円。介護サービス事業勘定、4,292万2千円と定めるものでございます。第2条として、一時借入金でございますが、保険事業勘定の方の最高限度額は2億円。介護サービス事業勘定は200万円と定めるものでございます。歳出予算の流用につきましては、ご覧のとおりでございます。25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。まず保険事業勘定の方についてご説明させていただきます。12ページをお願いいたします。対前年1億7,200万円の大幅な増となっております。25年度は第5期事業計画の標準給付費を基本に作成しておりますが、利用者の増加もあって、予算規模が大幅に増加いたしました。中心になる保険給付費は18億6,381万2千円を計上しております。保険給付費につきましては22年度決算で16億円、23年度で16億4千万円、24年度の見込みでございますけれども、17億5千万円が見込まれます。25年度はさらに1億円の増加を見込んで計上しているところでございます。主に居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費の増額が主なものでございます。なお、4款の地域支援事業費については、微増というようなかたちになっております。この財源でございますが、10、11ページをご覧ください。介護保険料につきましては、3億5,777万9千円で微増でございます。また、給付費が大幅増となった分、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を増額で見込んでございます。繰入金は一般会計からの法定分と事務費分合わせて2億6,700万円と、運営基金4,400万円の取り崩しを見込んでおります。次にサービス事業勘定ですが、54、55ページをご覧ください。ちょっと細かいところに入っておりますけれども、この事業勘定でございますが、サービス通所介護事業と介護予防サービス事業の2つの事業で構成されております。通所介護事業は高齢者生活福祉センターの1階で実施しているデイサービス事業でございます。事業は広寿会に委託して行われております。予算では2款1項1目の居宅介護サービス事業がそれにあたるものでございます。予算額は3,263万5千円でございます。一般会計からの繰り入れは見込んでございません。2目の介護予防サービス事業費でございますが、ケアプランの作成をするものでございます。町の地域包括支援センターが行っております。予算額は1,027万2千円でございます。介護保険事業特別会計につきましては以上でございます。

次にとべ温泉、失礼しました、とべの館特別会計の予算書をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第28号平成25年度砥部町のとべの館特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条として、歳入歳出それぞれ4,095万2千円と定めるものでございます。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。6、7ページをご覧ください。1款の売店収入4,068万6千円計上しておりますが、この収入を中心に事業を行っ

ております。歳出については次のページ、8、9ページに載せておりますが、館運営費が4,086万6千円でございます。これが中心でございます。とべの館特別会計については以上でございます。

次にとべ温泉特別会計でございますが、予算書の方をご用意いただきたいと思います。1ページをお開きください。議案第29号平成25年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出それぞれ5,495万7千円と定める。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。8ページをお開きください。歳出でございますが、1款温泉運営費5,495万1千円で、温水ボイラーの定期取り換えが予定されております。財源の方は6ページをお願いいたします。1款の事業収入4,180万円。前年並みの収入を見込んでございます。とべ温泉特別会計については以上でございます。

次に梅野奨学資金特別会計でございますが、予算書の方をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第30号平成25年度砥部町の梅野奨学資金特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条として、歳入歳出それぞれ78万円と定める。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。梅野奨学資金特別会計では、基金を財源に1人当たり月1万6千円の奨学金を給付しております。25年度は4名の奨学金を予定しております。なお、この会計につきましては25年度で終了する予定でございます。梅野奨学資金特別会計につきましては、以上でございます。

次に農業集落排水特別会計でございますが、予算書の方をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第31号平成25年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条として、歳入歳出それぞれ2,255万円と定めるものでございます。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。8ページをお開きください。25年度の歳出でございますが、大きな修繕予定もなく、ほぼ経常経費のみの計上となっております。前年より347万9千円の減額予算となっております。財源については、前のページ、6ページの方に計上しておりますが、1款の使用料と3款の一般会計からの繰入金1,377万2千円が主なものでございます。農業集落排水特別会計は以上でございます。

私の方からの最後になりますが、浄化槽特別会計の方の予算をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第32号平成25年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条として、歳入歳出それぞれ8,881万9千円と定めるものでございます。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。この特別会計でございますが、町内の各家庭の浄化槽、約3,700基ほどと事業所等270基、大畑団地など5カ所の集中浄化槽を管理するもので、財源については、保守点検料で賄われております。8、9ページをお願いいたします。1款の浄化槽点検管理費、これが8,262万8千円でございます。ここに人件費など点検管理にかかる費用を計上しております。3,538万6千円の大幅減でございますが、前年度は上野集中浄化槽の解体、跡地整備工事などがありまして、一時的に増加しておりました。2款の諸支出金は今回当初予算に基金積み立てを計上しております。この歳入でございますが、6、7ページをご覧ください。1款事



業収入 7,483 万 1 千円、これが主な収入でございますが、ほぼ前年度並みを見込んでおります。4 款の繰入金は、山並と大畑の集中浄化槽補修工事に充てるため、浄化槽特別会計が管理しております町有施設管理基金を取り崩す予定としております。浄化槽特別会計については以上でございます。25 年度当初予算、私の方からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） それでは私の方から議案第 33 号、34 号について説明をさせていただきます。まず議案第 33 号公共下水道事業会計から説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 33 号平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計予算でございますが、第 1 条、平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。第 2 条、業務の予定量ですが、排水戸数 820 戸、年間汚水処理水量 14 万 6 千 m<sup>3</sup>。1 日平均処理水量 400 m<sup>3</sup>。主要な建設改良工事業は、管渠整備が 4 億 5,310 万円としております。第 3 条、収益的収入および支出の予定額は次のとおりと定める。収入として、第 1 款下水道事業収益第 1 項営業収益は、下水道使用料、他会計負担金が 3,380 万円。第 2 項営業外収益は、事業運営費と支払利息に対する一般会計補助金、消費税還付金等で、1 億 3,536 万円。第 3 項特別利益は、過年度損益修正益 5 万円。収入合計は 1 億 6,921 万円でございます。次に支出でございますが、第 1 項営業費用は、事務的経費、浄化センターの維持管理費、減価償却費等、1 億 3,406 万 3 千円。第 2 項営業外費用は、起債償還金利子等 1,759 万 7 千円。第 3 項特別損失は、過年度損益修正損 5 万円。第 4 項予備費は 50 万円。支出合計は 1 億 5,221 万円でございます。第 4 条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 1,800 万 5 千円は、過年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填するものとする。収入でございますが、第 1 款下水道資本的収入第 1 項企業債は、2 億 3,710 万円。第 2 項補助金は、国の社会資本整備交付金が 1 億 8,750 万円。第 3 項負担金及び分担金は、公共下水道受益者負担金が 1,100 万円。第 4 項他会計負担金は、一般会計からの負担金が 500 万円。第 5 項他会計出資金は、一般会計からの出資金が 4,800 万円収入合計は 4 億 8,860 万円でございます。支出でございますが、第 1 款下水道資本的支出第 1 項建設改良費で、人件費、設計委託料、工事請負費などとして 4 億 8,503 万 9 千円。第 2 項企業債償還金が 2,156 万 6 千円で、支出合計は 5 億 660 万 5 千円でございます。次のページをお願いします。第 5 条債務負担行為をすることができる事項は砥部浄化センター等維持管理業務委託、期間は平成 26 年から 28 年度まで。限度額は 1 億 190 万円と定めています。第 6 条企業債ですが限度額は 2 億 3,710 万円で、起債の方法、利率、償還の方法等をご覧のとおり一般会計と同様でございます。第 7 条一時借入金の限度額は 6 億円と定めております。第 8 条予定支出の各項の経費の金額の流用について定めています。第 9 条、議会の議決を経なければ流用できない経費は職員給与費で 4,714 万 9 千円を計上しております。第 10 条は他会計からの補助金で、下水道

事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億1,827万円と定めております。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。以上でございます。

続きまして、議案第34号の方をお願いいたします。議案第34号平成25年度砥部町水道事業会計予算でございます。第1条、平成25年度砥部町水道事業事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条は業務の予定量を定めております。第3条は収益的収入および支出の予定額は次のとおりと定め、収入は第1款上水道事業収益が3億1,164万円1千円。第2款簡易水道事業収益が778万9千円。収入合計3億1,943万円でございます。次に支出でございますが、第1款上水道事業費用が2億8,910万4千円。第2款の簡易水道費用が1,613万3千円。支出合計3億523万7千円でございます。第4条資本的収入および支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,844万4千円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額572万7千円。過年度分損益勘定留保資金1億6,271万7千円で補填するものとする。収入でございますが、第1款上水道資本的収入が1億4,920万3千円。第2款簡易水道資本的収入が1千円。収入合計1億4,920万4千円でございます。次のページをお願いいたします。支出でございますが、第1款上水道資本的支出が3億1,363万8千円。第2款簡易水道資本的支出が401万円。支出合計3億1,764万8千円でございます。第5条企業債ですが、起債の目的は、上水道第8次拡張事業、限度額は4,090万円。起債方法、利率、償還方法は一般会計と同様でございます。第6条で、一時借入金の限度額は2億円と定めています。第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。第8条で議会の議決を経なければ流用できない経費は職員給与費で4,597万円を計上しております。第9条棚卸資産購入限度額は2千万円と定めております。平成25年3月4日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で当初予算の議案の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第24号から議案第34号までの平成25年度当初予算11件については、所管の常任委員会に付託して、審査することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第34号までの平成25年度当初予算11件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

本日、各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、3月22日の本会議でお願いします。

ここで先ほど議案第9号及び議案第10号の審議の際に、三谷議員から質疑のありまし

た件について答弁を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 午前中三谷議員よりご質問がございました砥部町内における国有林の面積のことをございますが、178.86ヘクタールでございます。以上で答弁とさせていただきます。これにつきましては、全部旧砥部、七折の大谷かんざん、はい、広田の部分にはないそうです。

○議長（山口元之）

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後1時58分 散会

平成 25 年第 1 回砥部町議会定例会（第 2 日） 会議録

|                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                                                                | 平成 25 年 3 月 11 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 招 集 場 所                                                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 開 会                                                                  | 平成 25 年 3 月 11 日 午前 9 時 3 0 分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 出席議員                                                                 | 1 番 小西昌博                      2 番 古川孝之                      3 番 菊池伸二<br>4 番 松崎浩司                      5 番 佐々木隆雄                      6 番 森永茂男<br>7 番 □岡利昌                      8 番 大平弘子                      9 番 政岡洋三郎<br>10 番 山口元之                      11 番 西村良彰                      12 番 井上洋一<br>13 番 土居英昭                      14 番 中島博志                      15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                         |  |
| 欠席議員                                                                 | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 地方自治法<br>第 121 条<br>第 1 項の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏名 | 町 長                      佐川 秀紀                      副町長                      上田 文雄<br>教 育 長                      武智 省三                      総務課長                      原田 公夫<br>企画財政課長                      松下 行吉                      戸籍税務課長                      日浦 昭二<br>会計管理者                      東岡 秀樹                      教育委員会事務局長                      坪内 孝志<br>介護福祉課長                      重松 邦和                      保険健康課長                      大野 哲郎<br>産業建設課長                      萬代 喜正                      生活環境課長                      日浦 昭二<br>広田支所長                      丸本 正和 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                   | 議会事務局長 正岡 修平<br>庶務係長 善家 孝介                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 傍聴者                                                                  | 31人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |

平成 25 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 議案第 3 5 号 平成 25 年度砥部町一般会計補正予算 (第 1 号)

・散 会

平成 25 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 25 年 3 月 11 日（月）

午前 9 時 30 分開会

○議長（山口元之） 本日の会議を開きます前に、去る 3 月 4 日の本会議において提出されました議案第 6 号について、町長から訂正の申し出がありました。誤りは、文字が 2 箇所それぞれ 1 字抜けていたもので、議案の審議に影響を及ぼすものではないことから、お手元に配布の正誤表により、訂正とさせていただきますのでご了承ください。

それでは、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 一般質問

○議長（山口元之） 日程第 1 一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は 35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。それでは、質問を許します。16 番三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 重ねまして、おはようございます。町長この度は町民多数のご支援をいただきまして、当選されましたこと、誠におめでとうございます。またあなたにかかる大きな今後の砥部町、砥部丸の進路はあなた自身が握ることですので、この点についても、重ねてよろしくをお願いいたします。ご縁でございますが、あなたのお父さんがちょうど私が昭和 46 年の 4 月 29 日、34 歳で議会に送っていただきました。ちょうどあなたのお父さんとご一緒でございました。こうして親子 2 代にわたってご指導いただき、何かの縁かと思えます。思い出の中に昨夜も考えてみましましたところ、あなたが結婚することをお父さんは大変喜んでおりまして、息子が嫁もらうんだよということをお父さんが本当に嬉しそうな顔で私どもに話されたことを思い出しました。お父さんは本当に温厚な方でございまして、あなたと若干違うのは、もう少し多かっただけかなと思います。白髪ではございましたけれど。まあそれぐらいのあれで、親子 2 代にわたってお世話になります。まあこれから私が質問することは本当に訥弁でございまして、あとの 2 人の方が本当の横綱、真打でございます。私は前座の幕引きと思ってお聞きいただき、また私の言わんとすることをご理解を賜りますと、大変うれしく思うのでございます。前回の選挙当選後に私の一般質問の中で、坂村真民記念館も作っていかげしょうかと中村町長に提案いたしました。ちょうど昨日で 1 周年になりました。昨日は催し物がございました中で、343 人の方が町内外からご来館をいただいて、建設当時色々ご意見がございましたけれども、今後この坂村真民記念館がますますご発展することをこの場で祈念申し上げ、これから質問に入って参りたいと思います。そして、ありがた

いことには、西村委員長をはじめ、議会改革の委員の皆様方が、一般質問は当日にやっておりましたけれど、町長の施政演説に対する質問ができないということで、こうして議会の中で一般質問ができ、町長の施政演説に対して私どもがお尋ねをするというこの機会ができたことも、誠にありがたく重い感謝をいたしております。国内におきましては、相変わらず震災後2年が経ちましたけれど、復興の兆しがあまり見えていない。誠に残念なことでございます。そして、中国から吹っ飛んでくるPM2.5、PM1.0、こういうものが私どもの上に昼夜を問わず降っておるわけでございます。もう1つ空からは、オスプレイというのが飛んでおります。日本安全保障の中の一環としても、やはりいつ落ちるかわからないという不安はあります。私どもは議場の議員の中で、戦争中の経験を、あるいは教育を受けた者は、私のほかおりません。あえて申し上げておきますが、戦場に私たちの子ども、孫を戦場に送ることはできない。憲法9条は国の、憲法の宝でございます。あれだけは私は揺るぎなく一生、生涯貫いて参りたいと思うのでございます。暗い話ばかりではございません。オリンピック、スキーの大会に高梨という、16歳が本当に男女混合の中でもきれいなスキーを、ジャンプをやられて、優勝されました。そのインタビューを聞いていても、本当におごることなく、ああこれが16歳のね、子どもで、日本の将来を本当に何か占ってくれるような思いをしたわけでございます。また先日の豪雪の折には、自分の子どもの命を守りたいために、あの氷点下の中に上着を脱いで子どもに着せて、子どもの命を救ったと。何とも痛ましい事件でございました。さて、私は選挙中に色々と選挙人の皆さんからこういうことをとりあげてくれというご意見がございました。その中で2点ばかり出しまして、理事者にお尋ねをしたいのでございます。まず1点は、農業振興。この問題の中で理事者はいわゆる農業振興と地場産業という中で、ブランド品の確立や、町産品の需要の拡大、販路の拡大に努めるとありますが、これについても具体的に一番今低迷しておる中でございますので、住民の皆さんの興味があるところでございます。第2点、高齢者でございます。よくお年寄りの方も話しますと、老後が心配なんだと、色んなことについて老老介護の問題、後期高齢者の問題、私ごとになりますが、私が今月の3月19日で75歳、後期高齢者になるんです。3月1日からは国保のお世話になり、そして今月はですね、両方から2分の1のお世話になっておるわけですね。経費的には。そういう観点から、色々生活の支援事業に取り組むと言われておりますが、本町の現状と今後の具体的な対策をお聞かせ頂ければ幸せでございます。老老介護の対策や、介護保険の事業対策、私は町長あなたの言葉尻を捕まえてどうこう言おうとは思いません。ただ、同じ行く道にしても、同じ食事にしても、洋食を選ぶか日本食を選ぶか中華を選ぶかイタリア料理を選ぶかの違いですよ。行くところは同じだと思います。そこはできるだけわかりやすくご答弁をいただけますならば、幸せでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいま三谷議員さんから身に余るお言葉をいただきまして大変

ありがとうございます。三谷議員のご質問にお答えいたします。初めに一次産業、地場産業の育成についてのご質問でございますが、七折小梅や紅まどんなについては、すでに県市町各種団体が参加するえひめ愛フード推進機構により、愛あるブランド产品として認定されるなど、ブランド化が進んでおります。これらについては、一層の消費拡大と販路拡大を図るため、県やJAなどと協力し、PR活動に努めるとともに、農業の施設化など、支援するなど、生産体制の強化に努めて参りたいと考えています。またその他農産物につきましても、他の産地と差別化し、ブランド化することが可能であるか、JAや生産組合等と検討して参りたいと考えております。続いて地場産業の育成についてでございますが、基幹産業である砥部焼の振興なくして本町の町づくりは活性化を望むことは難しいと考えております。砥部焼業界の基盤の確立と、観光ブランド化を進めるためには、砥部焼協同組合の組織力の向上と砥部焼の知名度を高めていくことが重要であると考えております。県や愛媛県物産協会などの指導をいただきながら、これからも砥部焼まつりの充実や、全国各地で開催される物産イベントへ積極的に参加することにより、知名度の向上に努めて参りたいと思っております。次に、高齢者福祉についてのご質問ですが、町では高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、いきいき配食サービスや、愛の一声訪問、介護予防教室、経済的に支援する在宅寝たきり老人介護手当や、家族介護用品の支給などを行っております。しかしながら、高齢化や核家族化により、高齢者が高齢者を介護する、いわゆる老老介護が問題となっております。老老介護をしている高齢者にとりましては、気軽に相談できる相手が身近にいることや、地域社会との連携を深めることが重要であり、そのためには自助、共助、公助が大切になってくると考えております。様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できる、地域包括ケア体制の推進に取り組んで参りたいと考えております。その前提として、どこにどのような支援が必要とする高齢者がいるのか把握することが重要だと考えております。そこで、民生児童委員にご協力をいただき、高齢者福祉調査による実態把握をしたいと考えております。また、高齢者の皆さまが身近な地域において介護認定の申請や、サービスの利用手続き等の相談が行えるよう、地域包括支援センターの受付体制を充実するとともに、要介護にならないための予防事業を推進し、いつまでも健康で自らの能力を発揮し、活動的な毎日が送れるような長寿社会の実現を目指して参りたいと思っております。以上で三谷議員さんの質問にお答えをいたします。

○議長（山口元之） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） まず、農業地域産業振興の中で、農業についてまずお尋ねしてみます。今あのいわゆる高冷地における野菜作り、あるいは七折小梅の問題も出ておりました。確かにブランド化されております。ところがご案内のように今ね、町長、砥部で日本一があるんですよ。ご存知ですか。農業の中で。紅まどんなですよ。これは愛媛県でしか作れないんですよ。愛媛県でしか作れないその中で、一番、多い産地はどこかというたら、砥部なんですね。砥部営業所。ところが、農家と、組合と契約しております。

日本一の産地である、紅まどんなの産地が、地元で売れないんですよ、これ販売で。よそから来て日本一の産地の砥部へ来た時に、もうお店で買ういうても買えないんですね。やっぱりこういう問題も地場産業の流通の1点として改善していかなきゃならない。それで、砥部事業所の管内のと言いますと、大体温室みかんが管内の43%、2億3千万。そして施設のいわゆるまどんなが19%の5,700万です。これ毎年増えとります。今年も1町ぐらい増えるんですよ、キウイが8,700万ぐらいですね。そこでその販路の問題の中で、今言うたんが1つあります。これについてまず教えてください。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 三谷議員さんのご質問にお答えします。地場産業が地元で売れない、ということにつきましては、これはJAとの関係、組合との関係、色々な縛りがあるろうかと思えますけれども、今の砥部町の現状では、やはり組合に加入しておるところが多いということで、そういうことが起きておるのではないかと考えておりますので、私、町といたしましては、そのあたりも今後の検討課題ということで、検討もして参りたいと思っております。

○議長（山口元之） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 検討課題ということでございますので、検討していただいでですね、砥部はいわゆる温室みかんのこの施設が、これが油が高いもんですから切り替えてきよんですね。そしてそういう加温の技術が、やっぱり戦略、販路拡大の上においてはね、現在、町が簡易ハウスを建てる、あれ谷に上がれないんですね、風が吹くと飛ぶんです。これも含めて将来、もっと強固なものにしていただけるかどうか、お尋ねします。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問、ハウスの強化ということだと思いますけれども、確かに無加温のハウスが多いということは、実態的に把握しておりますので、そのあたりの技術的なことも、私どもでJAと協力したり、いろんなどころがあれば町として協力することについてやぶさかでないというふうに思っております。

○議長（山口元之） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） まあ前向きな、ご答弁いただきまして、今後、おそらく4月から産業課が2つになりますよね、農林課と、産業課。一方はハード、一方はそのソフト的な、こういう中で消化されていくと思っておりますので期待しておりますよ。次、ブランド化の中で、県が戦略的ブランド課という課を設けまして、先ほど、そういうのも、農家のいわゆる販売拡大につながると思うんですね。ただこれがね、400からの項目をクリアせんといかんです。なかなか大変なんですよ。しかしこれは、我々75の私でもやりますから、今後増やしていく。農家の所得の安定化を図っていく。今朝の新聞に、愛媛新聞に出とったように、生産者と、ホテルとがいろんやりとりをする中で、有機農業、いわゆる化学肥料を使わない、農薬を使わない食材を提供する。我々にできるのはそれぐらいですね。じゃあなぜ化学肥料がいかないのかと、あれはね、土地が、増産はでき

るけど土地が痛んでくるんです。それから作った植物を食べたら、人間の体にどこで悪いんかと。悪玉菌が見えるんですよ。だから有機農業をやりなさいと言うてしよんですよ。今後、色んな困難がありますけれど、この有機農業に私さえ出来たんですから、取り組んで頂くあれがございましょうか。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどの三谷議員さんのご質問でございますけれども、本当に農家の方がご苦労をされて、減農減薬、それで安心安全の食品を皆様に提供する、これはもう本当に大事なことであるというふうに思っておりますので、このことにつきましては、十分私どもも安心安全の農薬、失礼しました、産物を届けるということにつきましては、本当に農家の皆さんと共にごんばっていきたいというふうに思っておりますので、また三谷議員さんがそういう形で努力をされておることに対しましては、本当に敬意を表したいというふうに思っております。

○議長（山口元之） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 町長ありがとうございます。これはね、4年間でね、取り組んでいきましょ。そして1農家がね、2つやったらいいんです。じゃあ2つが10人おったら2反でしょ。私はお金くれ言いよんじゃないんですよ。制度、資金的なものくれ言いよんじゃないですよ。ただその中に、今後町がね、中に入って行って、私の場合はこれは私事になりますけど、提出しました。農協はもうこれは個々でやることでございます。だから、いわゆるその中で計算してもらう、いわゆる届け出を認めてもらう人、探さんといかなんだんです。そういうことはやっぱり町がやってね、何も難しいことないんですよ。1枚の紙を出してそこに作物の名前さえ書いたら提出できるんですから。今の農業の実態をみると、やっぱりどこかで何かをやらなければいけないんですよ。こういう使命に入っとんです。そこで上田副町長、5年間役場やめられて、農業やられましたね。この、今町長が出したブランド化について、補足するようなことはございましょうか。

○議長（山口元之） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。私、退職いたしました、5年間、農業させていただきました。大変恥ずかしい話なんです、立派な、売れるような作物を一度も作れなかったと思っております。収入もですね、支出を上回るものがなく、全部マイナスのような状況になりました。やはり、農を業としてやるというのは非常に難しいものだということを感じいたしました。今、紅まどんなの話が出ましたが、やはり農業を立派にされてる方がいい作物を作っているというのは事実でございます。これからはやはり退職された方も農業をしっかりやられる方が出てきておりますので、そういうふうな方に援助をするというふうな、そういう助成が必要になってくると思います。ブランド化につきましては、やはりJAが中心となっていくべきものですが、行政もその役割、助けていく役割があると思っておりますので、その点は私も勉強

いたしまして、これから頑張っていきたいと思っております。

○議長（山口元之） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 5年間おやりで、最低生産費が出ないと、ね。これが、こういうこと続けたのでは農業は続けられませんので、やっぱり先ほど申しましたように、行政が関わる、内子町がそうですね。ホテルの一室借りて、内子の町産品送っております。これもいわゆる販路の拡大ですよ。ああいうことをお互いがね、75の私がやる言いよるんですから、皆さん勉強しましょうよ。そして安全安心なものを、砥部の農産物で提供できる、そういう産地にしたいじゃないですか。そういうことをお願いしておきます。4月からのいわゆる2つの課に別れることによって、十分課長、これはね、あなたがその課になつとるかわかりませんが、ご理解をさせていただいたらと思います。農業問題はそのぐらいで終わります。次に砥部焼についてでございますが、砥部焼の販路拡大、これは砥部焼を作っておいでる皆さんは本当に興味持っております。いかに販路を、いわゆる開拓されるのか。町長この点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 砥部焼の販路の拡大ということでございますけれども、今現在、東京、また全国で色んなところで札幌でありますとか、新潟でありますとか、色んなところで宣伝活動しております。ご存じのように砥部焼につきましては、全国区の産地に産業として育てるというふうなことでございます。ただ今、景気の低迷等によりましてなかなか売り上げが伸びないということにつきましては、危惧しておるところでございますけれども、これからもイベント等を通じまして、砥部焼の振興、また発展、販路拡大には努めて参りたいというふうに思っております。

○議長（山口元之） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） そういう販売面に力を入れるのはもちろん、これ、努力されることは私やぶさかでございますが、前に中村町長がロンドン展やりましたね。あなたはそういう、今度はフランスかアメリカにせよね、そういう海外でいわゆる展示会をやる、そういう販路拡大やる計画はお持ちですか。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ロンドン展の検証もまだ出来ておりませんので、私の今の考え方としては、海外でやる気持ちはございません。

○議長（山口元之） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 海外でやる気持ちはないと、まあその4年間の間に色々な条件がしたらやる場合もありますが、これはまあ一概には言えません。ただね、他の産地と砥部焼と他の産地と、いわゆる違い、もちろん砥部焼がハンドメイドでやっていますよ、けどね、一番大きな違いは釉薬ですね。これは高野川というところの原石から取れる釉薬です。10年経った作品、この作品と、今使いよる釉薬とやったら全然違うんです。これがいわゆる砥部焼の差別化の一番なんですね。色々な問題もありませんが、この釉薬

の確保にやっぱり町もね、一役買って、努力してもらおうと、これも砥部焼の販路拡大の要因になろうと思います。その点についてお尋ねします。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 釉薬が今、昨日も、昨日も話したんですが、ゴスの色が昔の色と違うなという話もありました。この辺り私も、釉薬のところがどういうふうなこれからその、研究をしていくかということにつきましては、まだまだ私も砥部焼については素人でございますので、業界の皆さまと十分協議して、このことについては、協議の対象にしていきたいというふうに思っております。

○議長（山口元之） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） その旨町長、知らないことあるんです誰だって。それ知らんて業界の皆さんから意見を集約してやっていくと、やっぱりこれも販路拡大の1つになるんで、その点、業界の皆さんとね、連携を密にして、十分期待に応えられるようお願いをしておきます。次に、先に、介護保険事業の対策、あるいは老老介護についてお尋ねをいたしました。先日も民生委員の方が70歳以上の家庭に、いわゆる訪問していただきました。民生委員の方がなんでおいでたんかなと思ったら、老人の家の訪問でございますというので、私もたまげ、また民生委員の皆さんがそうして努力されているということについては、頭の下がる思いでございますし、今後も続けていただきたいと思います。私が1つの、まあ、今度の選挙を通じて色々とお話をした中には、不安なんですよお年寄り。老老介護、ね。不安な上に、どうしても加齢的な中傷出て来るんです。そうすると、せっかくこれ高齢者医療制度のご案内っちゃうてこれいいものあるんですよ。これ読んでも、その時は理解しておる。ところが日が経つとせっかくの提案されておるもんもわからない。それはどこでカバーするか言うたら、町長は、包括支援センターでカバーするところいうふうに言われておりますが、果たしてこれね、現状の包括センターですね、町内にある。スタッフは何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。正確な数字につきましては担当課長に報告をお願いいたします。

○議長（山口元之） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） それでは、私の方から三谷議員さんのご質問に答弁させていただきます。現在地域包括支援センターの職員でございますが、介護福祉課の中にごございます。スタッフの方ですが、保健師が2名、社会福祉士が1名、主任介護支援専門員が1名、いわゆるケアマネジャーと言われます介護支援専門員が3名、常駐しております。それと、広田の方に広田サブセンターというのを設けておまして、そちらの方にケアマネジャー1名と準看護師1名のスタッフが常駐しております。以上でございます。

○議長（山口元之） 三谷喜好君。

○16 番(三谷喜好) 今担当課の方からご報告ございました。実は町長こうなんですよ。この、いわゆる、介護についての相談、これについて、相談したというのが去年です。ね実質人数 240 人から 250 人でしょ。そして相談人数が 650 件あるんです。その中で職員がいわゆるケアマネジャーが 6 名、そして保健師が 1 人、ね。その上に社会福祉士が 1 人でしょ。臨時でしょ。昨年 10 月 1 日から法が改正されましたね。お年寄りのいじめ対策というのがこのいわゆる社会福祉士が担当するんですよ。しかも 24 時間です。これで町長、今言うたスタッフでね、賄えるでしょうか。いかがですか。

○議長(山口元之) 佐川町長。

○町長(佐川秀紀) ただいまのご質問でございますけれど、これは本当に大変なこと、大切なことでございますので、職員の正規雇用、また増員については十分検討して参りたいというふうに考えております。

○議長(山口元之) 三谷喜好君。

○16 番(三谷喜好) ありがとうございます。これはね、実際無理なんですこれで行うのは。24 時間体制でございますから、体の調子が悪い時もありましようし、場合によったら飲酒をとものうとる時に 24 時間家に行きますからね、これ 1 人でちゅうことは大変危険も伴う。まあ手出したら公務執行妨害ですよ。肩書もろとるもんに抵抗するんですから、しかし罪を作るんじゃない。やっぱり相談に乗るというのに、なんですかね、総務課においでの方とも、あの警察官上がりのね、あの方とも一緒に行くとか、やっぱりそういうこともお含みいただいて、この制度を活用していただきたい。そして、お年寄りが安心できる世帯、安心できて老後が暮らせる。青少年には夢を、年寄りには、お年寄りには安らぎをという大きなテーマに進んで頂きたいのでございます。それで、結局今はね、一番お年寄りの敵は何か。孤独なんです。この孤独もこの介護の中で解決していかなければならない。そうして先ほども触れましたけれど、この後期高齢者医療制度ちゅうのがあるんですねこれ。この医療制度ね、読んでも十分できない。理解できないんです。その時はわかっておってもできない。しかし、ここには立ち入れんもんがあるんですね。ここにも書いておりますように、町県民税を払ってない方、いわゆる非課税の方については、申請すれば食費が 100 円で済みますよと。ところがこれが理解できないんです。あとから出すんですね。ほいでじゃあ包括センターが税務課で聞くことはできるか、できないんですよ。個人情報で。これはやっぱりわかりやすくするためには、もう今年は遅いですが、今、下で納税の相談やっとするでしょ。あの時に町県民のかからない方にはずっと紙でね、あなたが入院した時には、介護課にご相談くださいとか、ちょっと親切に書いてあげると、お年寄りは大きな字で書いたらそういうの持っておいでるんですね。やっぱり、個人情報というのは必要だけど、それを何とかしてクリアしていかなければならない。場合によったら、町内にね、倫理委員会をこしらえて、その中で個人情報の保護して、この方なら、該当する人にする。あくまで、自分が出さなきゃならないんですね。ここにやっぱりこれが入る。十分理解されてない。

ここらを含めて、もう時間もまだございますけれど、私の訥弁をいつまでも聞いては皆さんがお疲れになるので、要するに、安心安全のために、お年寄りが孤独にならない、たとえば今の老人クラブにおいては、ね、ほとんどの方が入っていない、未加入者が多いでしょ。やっぱりこれらも含めて、今後この政策の中で生かしていただく。細かいことではございますけれど、本当に、私も母親が入院し、家内が入院し、ひと月しました。これは大変じゃったですよ。そこらを1つでも行政において、安心が提供できる、ね。安らぎの老後が過ごせるように、心からお願いを申しあげまして、訥弁でございましたが、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山口元之） 三谷喜好君の質問を終わります。次に、7番□岡利昌君。

○7番（□岡利昌） 7番□岡利昌でございます。議長のお許しを頂きましたので、質問をさせていただきます。2問させていただきます。まず、1問。東日本大震災の復興を1日も早く復興するように祈るところでございます。また、天災はいつどこで起こってもおかしくない。そういう中で、本町の安心安全な町、災害に強い強靱な町づくりは全国みんなの願いであります。そこで、本町はどのように力を入れていくのか、具体的に町長のお考えをお聞かせください。続いて、第2問でございます。砥部町の民話、昔話についてお尋ねをいたします。民話、昔話は後世に語り伝え、残していくことは大切なことと思います。この度、広田地区に民話集が出来ましたが、砥部地区にはまだ出来ておりません。高齢者が健在で、協力をしていただける間に作成をすべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） □岡議員のご質問にお答えします。初めに、安心安全なまちづくりについてのご質問でございますが、東日本大震災の甚大な被害を目の当たりにして、今後南海トラフ大地震の発生が懸念されている現状において、安心で安全なまちづくりは町民をはじめ国民全体の関心が高い喫緊の課題であります。これまでの取り組みとして、消防団や自主防災組織を始めとした組織の育成、支援、ダムやため池など危険箇所の被害想定区域図の作成、町道に係る橋梁の点検のほか、公共施設の耐震化、個人住宅の耐震診断、工事費用などの補助を進めて参りました。これらを踏まえ、今後の具体的な取り組みとして、来年度改築する砥部消防署庁舎を起点とした消防救急の体制強化、銚子ダムや通谷池のハザードマップの作成、点検結果を受けた橋梁の計画的な修繕を行うとともに、防災意識の向上のもと、95%の組織率となった自主防災組織や地域住民の方々への防災講習会の開催や訓練を行い、実践力を伴った地域防災力の向上に努めて参ります。また災害もさることながら、日々の生活に対する安心安全なまちづくりとして、救急医療の充実や、高齢者の見守り対策、子育て支援についても取り組んで参りたいと考えています。続きまして、砥部町の民話昔話についてのご質問ですが、広田地区の民話集である民話の里ひろた物語は、広田地区の地域振興策の1つとして事業化したものでございます。またご質問の砥部地域の民話や昔話については、昭和63年に各地区の区

長さんや長老にご協力をいただき、地名の由来や昔話などを保存記録し、本町の文化遺産として残すため、砥部の地名を編集発行しています。また、砥部町誌や砥部町の歴史などにも集録しております。昔話の伝承は先達の知恵が詰まった地域の文化であり、財産であると考えております。今後も保存継承に努めて参りますので、ご理解いただきませうようお願いをいたします。以上で□岡議員さんのご質問にお答えします。

○議長（山口元之） □岡利昌君。

○7番（□岡利昌） 今お答えをいただきました。色々な公共物等々の補修、耐震の強化をするということでございますけれども、まだ色々という目的物といいますか、トンネルを始め、50年を経過したような橋とか、構造物、また災害、地滑りのような現場等々もありますし、また、そうですね、なんでしょう、救急自動車などが入るような狭い場所でそういうことが起こった時に、なかなか行けないというようなところの拡張、色々なことがあると思います。そういう中で、やはりあの、そういうものはまだすべてがきちっと整備はされていない、そういうもの、そしてまたそれをちゃんと整備をする業者、そしてまたそういうことができる予算、そういう3つの大体大きな別れ方があるんではないかと思うんですが、それは1つずつどういうふうに考えておられるか、お答えをお願いします。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 砥部町につきましては、津波災害はないということで先ほど□岡議員さんからご質問がありました地滑り、また道路、これは大変なことをございますので、私も今回砥部中を歩かさせていただきましたけれども、特に広田の地域につきましては、ガードレール等不足しておったりですね、かなり避難路が悪いというふうなことで、この辺りは十分検討して参りたいと。また予算についても、砥部町は健全財政を保っておりますので、この辺りも十分検討して災害に備えたいというふうに思っております。

○議長（山口元之） □岡利昌君。

○7番（□岡利昌） 今お答えをいただきました。その中で、業者、そういうことがちゃんとできる能力のある業者は、十分にいるのかどうか。その点をお尋ねいたします。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 現在、公共事業が減っておるというようなことで、業者が減っております。これにつきましては、本当に重要な課題でございますので、これは私どもが今業者確保するというわけにもいきませんので、十分これは本当に大事な課題だと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

○議長（山口元之） □岡利昌君。

○7番（□岡利昌） その業者のことでお尋ねいたします。指名入札辞退ということがありまして、入札が成立しない、そういうことが最近起こっております。こういうことは今まであったんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 入札が成立しないということにつきましては、現場代理人が兼務をできないということがございまして、業者も縮小をしておるといふうな中で、現場代理人がないので、入札が不調に終わったことはございます。

○議長（山口元之） □岡利昌君。

○7番（□岡利昌） やはり、現場代理人がないということは、その人数が少ない、縮小をしておるといふことだと思うんです。これはやはりあの、ずっと公共工事も減って、平均して、年度末に集中して仕事ができないということであろうと思うんですけれども、そこら辺りももっとならして、端境期と言いますか、仕事がない時期でも万遍に仕事があるようにして、なるべく会社も安い、安全に経営が出来るというようなそういう配慮も町として出来るのか、出来ないのか、そこらへんお尋ねいたします。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 失礼します。今年度から現場代理人につきましては、2つ兼務ができるというようなことで、検討しておりますし、年間を通しての平均的な発注については心がけて参りたいというふうに思っております。

○議長（山口元之） □岡利昌君。

○7番（□岡利昌） 年間を通して発注することには協力をしていこうという町長のお考えは非常に賛同をいたします。そしてまた非常に今少ない、そういう中で、値段が、予定価格が下がって非常に経営が苦しい、そういう状況も今生まれてきておると思えます。そういうところ、高くして、それがいいというわけではないんですけども、適正価格できちっと経営が出来る、そういうことも目指して行って、本当に緊急な災害が起こった時にでも余裕がある程度もって対応できるというような状況も安心安全な町づくりの一環になるのではないかなという感じがいたしますが、そこら辺りはどうお考えでしょう。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） そういうふうなことについては本当に業者の確保ということは、安心安全に繋がると思いますので、その辺りも踏まえて十分検討したいと思えます。

○議長（山口元之） □岡利昌君。

○7番（□岡利昌） それが安心安全なことは十分承知をしておるので、そういうことは考えるということで、いふうに理解をいたしました。そしてまた民話の里も今までも出来ておるといふことでもありますけども、なおきちっと整備をして、しっかりとしていただくというように理解をいたしまして、質問を終わります。

○議長（山口元之） □岡利昌君の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前10時35分の予定です。

午前 10 時 20 分 休憩

午前 10 時 35 分 再開

○議長（山口元之） 再開して、一般質問を続けます。5 番佐々木隆雄君。

○5 番（佐々木〇雄） 5 番佐々木〇雄です。私も前議会の時から議会改革特別委員会の一員として色々議会改革に意見を述べさせていただきました。三谷議員も最初に触れましたように、この改革委員会の中で、やはり 3 月の最初の議会については、町長さんのお話を聞いて、それに対する質問をやっぱりやってほしいなというふうなことを言っております、それが実現できました。そういうことで、今回は佐川町長の所信表明並びに 25 年度の施政方針、これを受けて、少し総論的になる部分もあるかと思いますが、5 つの公約を掲げられておいでになりましたが、できる限りこの 5 つの公約に沿って質問をしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。まず安全安心で快適に暮らせる町づくり、この項目に関してでございます。今日は冒頭にもありましたが、3 月 11 日、2 回目の 3 月 11 日を迎えたわけなんです、多くの町民の関心ごとの 1 つに、いつくるかわからない、しかし比較的近いうちにくるんであろうと言われております南海トラフ地震、これへの対応については、相当期待も不安も持っておいでるのではないのでしょうか。町長は東日本大震災の教訓を生かしつつ、南海トラフ巨大地震の被害想定をもとに、地域防災の要となる砥部町地域防災計画を見直す、このように言われております。私はこの分厚い書類を見て、21 年度の、これ作ったものなんです、その計画の中に被害想定が出されてたんですが、ここでは砥部町のが、データが明記されていないというふうに質問の表にはありますが、よくよく見てみましたら、ございましたので、これについてはちょっと訂正をさせていただきます。触れられておりました。ただ、見直しということですから、当然この被害想定についても改めて見直しがされるのではないかなというふうには思っておりますが、そのこと、さらには、砥部町は伊方原発からの距離が 40km 以上離れてるというふうなこともあって、過去何回かのこの議会でも、基本的には砥部町は原発の影響もないんじゃないかというふうなことも言われておりますが、果たしてそうなのか。私はやはり疑問に感じておりますが、いずれにせよ、放射能汚染についても、何らかの形で取り入れることが必要じゃないかなというふうに考えております。そういう意味では、今回のこの見直しのポイントがどんなところにあるのか、これまず 1 点目町長にお聞きしたいということでございます。2 点目は、一次産業、地場産業の普及の育成の項目のところでございます。この項目で最後のところに、観光客の誘致を図るため、中予地域で連携し、魅力ある広域観光ルートづくりに努めます。このように述べられております。私はこの広域観光ルートづくりと合わせて、観光客の誘致を図るためには、これ以前にも言ったことあるんですが、町の産品を使ったものを色々開発し、さらにそれをどんどん食べていただく、そのような場所を、そしてまた現在どうしても大型バスが入ってくるわけですが、十分に道幅が確保できていないと

いうふうなことをよく聞きます。もちろんお金の問題、色んなこともあろうかと思いますが、合わせてこの辺のことについても、検討をして行ってはいかがでしょうかということが第2点目でございます。3、4点目は、自助、共助、公助の福祉の充実という項目の中について触れさせていただきます。昨年の12月に土曜日の延長保育に関する一般質問、私が行いました。それに対して、中村前町長がニーズの把握に努めると言うふうなことを次期の町長にも伝えますというふうに回答をされました。引き継がれていることと思います。今後どのようにしてこのニーズの把握を進めるのか、これについてお伺いをいたします。それからもう1点は、昨年から小学校までの入院費が無料化されました。町長は小学生の入院費の無料化を引き続き実施しますと、これを明確に述べられておいでます。現在、県内では上島町、久万高原町、松野町では、中学校卒業まで入院も通院も含めた医療費がすべて無料になっております。全国的にも少しずつ増えてるようでございます。砥部町でもできる限り早期に実現して、子育て支援策の1つとして推進すれば、大いに喜ばれるのではないのでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。最後は、行財政改革、下水道の普及推進、飲料水の安定確保、ゴミの減量化などの課題解決という項目の中で触れられておることでございます。公共下水道事業がほぼ2年経過いたしました。まずこの事業の現在の進捗状況を町長はどのように評価されているのでしょうか。そして、町長は当初の計画どおりに進めていくというふうなお考えでございますが、皆さんもご存じのように、この近隣で大洲市が事業の見直しというふうなこと、報道しておる記事があったかと思えます。やはり人口が思うように増えない、むしろ減っていく、段々と過疎化が進んでいる中で、今のままでは難しいのではないかというふうなことで、見直しがされるというふうな中身だったと思えます。健全な財政運営のためには、今のうちにできる限り早いうちに、計画の見直しをすることも必要ではないかなというふうに考えております。町長のご所見をお伺いいたします。以上5点です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えをいたします。初めに町の防災計画の見直しのポイントはどこかについてのご質問ですが、現在の砥部町地域防災計画は、平成21年3月に修正したものでございます。その後、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、これまでの想定をはるかに超えた地震と津波により、甚大な被害を受けたことから、国においては災害対策基本法の改正や、防災基本計画の修正が行われ、県においても平成24年度に愛媛県地域防災計画の修正が行われております。これらを受け、本町の地域防災計画についても、災害対策基本法や国県の防災計画との整合性を図るとともに、平成25年度中に県から示された南海トラフ巨大地震の本町の被害想定をもとに、より実践的な効果的な防災計画を見直すことにしております。次に観光振興につきましては、食べ物の導入や町道の拡幅も必要ではないかというご提案ですが、私も観光振興には、食事や道路整備は大変重要な要素であると考えています。現在の飲食店において

は、町内の飲食店においては、町の特産品であるしいたけや自然薯、七折小梅などを使った料理を提供するお店も多くなっており、特産品のPRにもつながっています。今後も町の特産品を使った砥部町ならではのメニューを取り入れてもらうよう、各飲食店にお願いするとともに、平成23年に砥部町商工会がお食事処やトイレ休憩ができるお店を紹介した冊子「砥部おもてなしガイドホットステーション」を策定しております。これを活用し、観光客へのサービスに生かしてもらいたいと考えております。道の狭さや、ジグザグな道路により、砥部町にまた来たいと思う意識を低下させることのないよう、町道の拡幅や、走りやすくわかりやすい道路づくりに努めて参りたいと思います。次に子育て支援に関するニーズの把握をどう進めるかについてのご質問ですが、子ども子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズの把握のため、平成25年度中に子育て支援に関するニーズ調査を行う予定でございます。12月議会でご質問のありました土曜日の延長保育につきましても、今回の調査に盛り込む予定としており、この調査結果を踏まえ、きめ細かい子育て支援サービスを提供できるよう、取り組んで参りたいと考えております。次に中学校までの医療費無料化についてのご質問ですが、ご指摘のとおり、今年度から小学校の卒業まで入院医療費の無料化を実施しており、今後、中学校卒業までを目標に助成制度の拡充を、その方向で検討して参りたいというふうに考えております。次に下水道事業の早期見直しについてのご質問ですが、公共下水道の整備については、平成17年11月に事業化し、幹線管渠の整備及び処理場の建設を進めて参りました。今年度末までの整備済面積は、全体計画の10.5%にあたる約47ヘクタールで、当初計画よりやや遅れている状況であります。今後の整備計画につきましては、財政状況を考慮し、平成36年度までに都市計画区域内207ヘクタールの整備を終えることとしており、町財政運営においても支障のないものと考えておりますが、財政状況を見極めながら、適正な下水道整備に努めて参りたいと考えています。以上で佐々木議員さんのご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（山口元之） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木口雄） たくさんあって申し訳ありませんでしたが、色々お答えいただきましてありがとうございます。まず1点目の防災計画については、それぞれ国や県でも見直しをするというふうなことで、当然砥部町でもそれを受けてというふうなことで、進めていくというふうなことでございますが、25年度中にはというふうなことなんですが、もう具体的にそれが、内部的には始まっているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まだ取り組んでおりませんので、これからということでございます。

○議長（山口元之） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木口雄） これは県の方はもうすでに出来てるんでしょうか。それと、も

し県の方で一定のものが出来てるんでありましたら、その中にちょっと町長が答弁の中で、放射能の関係については触れられていなかったんですが、県の方では何かそのような表現があるのかも含めて、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口元之） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。県の方では24年度中にできるものについて計画、修正やっております。放射能の関係につきましては、3月末を目途ということで現在進めております。先般、原子力規制委員会、今月の初めですが、改定する災害対策指針をやっと地方自治体に説明したというような事情もあり、本来3月末までに作らないといけないものが若干作業が遅れておるようでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山口元之） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木雄） 今日の愛媛新聞にも伊方原発の再稼働には60%の人が反対しているというふうな記事も出てたようなんですが、やはり本当にたくさんの方が関心を持っておいでですので、これは県の方にもしっかりとしたものを作ってもらうように、呼びかけもしていただきたいと思いますし、やはり、この私も3.11に関するいろんな報道なんかも見てみまして、もちろんその想定外というふうな言葉が入りましたが、何よりも起こった後の対応についての不備とか等々がですね、本当に混乱があって助けられた命が助けられなかったという話がたくさん出てきます。やはり砥部町でもですね、本当に最悪の事態を想定して、作っておいて、これはもちろん行政だけの問題ではありません。まさに自助、共助のところも含めてなんです、みんなで自分達を守っていくんだというふうな意識を大いに高めていくような、そういうふうに取り組みを努めてほしいなというふうに思います。観光関係のところでは、町長も言われましたようにですね、色々周りの飲食店にも話も進めていただいているようですし、観光パンフレットの中にもそのようなことも、案内もしていただいているようですし、とにかく私もやっぱりいつもこう言わせていただきますが本当に砥部っていいところだねって言うふうにね、多くの方に言っていただいて、また来たいなというふうな町づくりにしていきたいと思いますので、この点についてはぜひ力も入れていただきたいと思います。それから子育てに関するニーズのところでは、ちゃんと町長、前町長から引き継がれているということで、アンケートも取ると、特に土曜日の延長保育についての項目についても含めてやりますというふうなことです、できる限り早い時期に実施をしていただいて、本当にあの時実は、中村前町長は勤務証明等でですね、こういうことを必要とする方は7人しかいませんというふうにお答えになって、私はいやそんなことはないんじゃないでしょうか、もっと要望してる人も多いんじゃないでしょうかというふうなそんな議論をする中でですね、改めて町長もちゃんとしたニーズ把握に努めますというふうな回答もありましてですね、今言いましたように、ちゃんと新町長にもその辺が引き継がれているというふうなことです、本当にできる限り早くやっていただければと思いま

す。それから、中学校の卒業までの医療費の無料化についても、前向きな回答をいただきましたんですが、1つお尋ねしたいのは、児童医療費が24年度から計上されましたんですが、今回の予算ではですね、前年より219万3千円減額で、350万というふうになっております。当然実態的にそれぐらいだったんだろうなと思うんですが、この辺は率直なところ担当課としてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（山口元之） 大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） ただいまの佐々木議員さんの、予算の計上のところのお話であろうかと思いますが、昨年この本会議場でも答弁させていただいたとおり、なかなか見積もりが非常に難しいということで、国レベルの国民医療費を基に試算をさせていただいた上限額でございますというご返答させていただきました。1年間、まだ1年間過ぎておりませんが、実績として、おおよそ現状では100万から150万ぐらいまでなのかというふうな見込みでございます。したがって、その倍というふうな考え方で試算を改めてさせていただきました。なぜこれ試算が難しいかと申し上げますと、小学生、当然あの国保以外の方、社会保険の方も当然助成対象になります。私どもが状況把握できる国民健康保険制度に加入されておられる方は2割という、残りの8割の方の医療情報が入ってこないという、そういう状況もございまして、なかなか実態把握が難しいというふうなことでございます。できるだけ実態に近い数字を掴んで予算を考えたいというふうに思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山口元之） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木口雄） 私この、県内で上島町や久万高原町、松野町で、すでに中学校の卒業まで通院入院含めて無料化になってますよというふうに申しましたんですが、これ、町長、3町の年間のどれぐらいの費用になってるかというのはご存じではないでしょうか。もしわからなければ、大野課長がわかるようでしたら。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 現在、佐々木議員さんおっしゃられましたように、上島町と久万高原町と松野町ということなんですけども、手元の資料にはちょっとどれぐらいな費用というのは持ち合わせておりませんけれども、子どもさんが少ないというふうなことで、踏み切っておられるというふうに思いますが、まだまだ近隣ではしてないと、今回は、中学校までは入院費については検討させていただきたいというふうなことでございます。

○議長（山口元之） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木口雄） 現在の砥部町の小中学生の現状からですね、仮に通院入院無料化にしたら、どれぐらいになるのかという試算はされておりますでしょうか。

○議長（山口元之） 大野保険健康課長。

○保険健康課長（大野哲郎） 佐々木議員さんの入院通院、双方実施した場合の試算ということでございますが、これ非常に大まかな概数という数字でお考えをいただければというふうに思っております。特に通院の場合には非常に高額になることが想定されま

す。まず小学生については、外来のみでおよそ1,500万は最低かかるんじゃないかなというふうに考えております。一昨年の12月の答弁の時には、2千数百万という、これは上限額というふうな考え方ではございましたが、それよりは精査した見込み額ということでございます。同様に中学生については、外来費用恐らく500万あまりいるんじゃないかなというふうに考えてございます。したがって小中学生全部やりますと、外来でおよそ2千万。恐らく入院では50万辺りになるんじゃないかなというふうな、非常に大まかな数字でございますが、そういうなことで、考えてございます。

○議長（山口元之） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木口雄） 以前に比べましたらもう少し数字が実態に少しずつ近づいてきてるかなというふうには感じました。ありがとうございます。本当にあの、多くの町民の方からですね、小学校の間、いやいやもう中学校卒業までというふうなことですね、私もずっと選挙に出るにあたって、色々お話しして行く中で、たくさん声を聞いたものですから、是非ともこれは実現もしていきたいし、町長さんも以前副町長されてた時に、これは正式の場ではありませんが、個人的には本当にこれは出来ればいいねというふうなお話もしてた経過もございまして、今後はぜひともですね、中学校の卒業までの通院も含めた医療費が無料になるように、色々努力もしていただきたいと思っておりますし、また逆にですね、つい最近長野県が男女ともに平均寿命が日本でトップになりましたという記事が、いろんな報道がありましたが、元気なおかげで逆に医療費が抑制されてるというふうな報道もありましたので、そういった意味では、長野県のようなことにですね、みんなが元気で、そして医療費ができる限りかからないような、そういうふうな行政にもしていくことも大事なことじゃないかなと思いますので、こういうことも改めて、町民のみなさんも含めてですね、検討をしていけるようなそんなことができればいいかなと思います。それから、下水道関係のところでは1つお伺いしたいのは、町の施設である大畑、川井団地、向南台、富士、山並の5つの集中合併槽の、集中合併浄化槽があつて、さらに3,865基の浄化槽を現在管理しているというふうなことでございまして、この3,865基の浄化槽は、合併と単独、比率はどのように現在なっておるのでしょうか。

○議長（山口元之） 日浦生活環境課長。

○生活環境課長（日浦昭二） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。3,866基のうち、単独が2,300基ほどで単独の方が多い状況でございます。以上です。

○議長（山口元之） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木口雄） 集中合併浄化槽の方は、世帯比率でいくと、どれぐらいになるかわかりませんが、現在ですね、まだこれから先のことになっていくんですけども、砥部町、私が以前聞いた話では、すでにこういう集中処理等を含めてですね、合併処理ができるのがもう50%は超えてるというふうに聞いたんですが、そこは間違いはないでしょうか。その辺ちょっとまず確認したいんですが。

○議長（山口元之） 日浦生活環境課長。

道の全体計画でございますが、4期に分けて平成17年から46年の30年間行うようにしております。この計画でございますが、平成16年度に計画の見直しをしております、その平成16年の計画の見直しの際におきましては、佐々木議員さん今言われましたとおり、人口も右肩上がりといいますが、どんどん増えている状態ですし、水道の使用量なんかにつきましても、右肩上がりに増えている状況でございました。それが、近年の少子高齢化によりまして、確かに人口が減っております。それと、地域社会構造の変化、これは人口、先ほど議員さん言われましたとおり、人口構造、人口構造比率の変化とか、生活実態の変化、それと、節水型家電なんかの普及によりまして、使用水量も減っております。そういうことで、本町の実態に即した下水道計画を策定するために、今後の下水道事業をより効率的に推進することを目的として、事業計画を見直すものでございまして、佐々木議員さんが一番最初に言われました全体計画区域、区域の見直しをするものではございません。以上でございます。

○議長（山口元之） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木口雄） 最後にですね、これあのインターネットでちょっと予算編成の過程の資料を見ておまして、その中に一般会計から特別会計の繰出金の内訳で、公共下水道事業関係では、25年度が1億6,009万、90万ですか、90万1千円。26年度が1億9,918万5千円。27年度が1億1,774万円というふうに、3年度分だけが紹介されているんですけども、28年、9年、30年とどんな数字が出て来るようなことになってるのでしょうか。出て来るというか、そこまでまだ概算では出てないんですかね。わかる方は。

○議長（山口元之） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。恐らく見られてる資料の基本になってるのはですね、私どもの方で発表しております砥部町の中長期財政の収支見通しと、財政運営フレーム、これを発表しておりますが、その中で特別会計の方へですね、一般会計から出すお金の見込みを15年間、平成37年度まで上げております。公共下水道につきましては、32年度あたりからですね、増えていくと、失礼しました、最高額でですね、2億6千万程度まで一般会計の方からですね、出すようになるだろうというふうに見込んで、この15年間での見込みでございまして。そして、25年度、このあたりで先ほど申しましたように1億6,100万ですね。26年度については1億9,900万あたりの見込み額を立てております。そうですね、それぐらいの見込みを立てておりますが、あくまでこれ公共下水道を36年度までに都市計画区域内を完成させるという前提に立っての試算でございます。以上です。

○議長（山口元之） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木口雄） 具体的な数字はありませんでしたが、さらに28年度から37年度までは減っていくということですよなたぶん。そうですね。片方でじゃあ事業の特別会計の方で下水道事業の方での収支がどうなるかというふうな見通しとちゃんと対

比させながら、判断していかないと、やっぱりいけないなと思うんですけど、その辺は、今日はそこまでは触れませんが、先ほど地域の縮小だとかいうことは今のところはないですよというお話でしたんですが、総合的な事業の進捗状況や、色んな社会的な条件なんか踏まえながらですね、やはり非常にお金のかかることですので、思い切った舵取りをする場合も必要かと思しますので、実際にそういうことについてもですね、一定想定をしながら、いくつかのプランなんかも立てながら、事前に色々協議もして行っていただければと思います。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(山口元之) 佐々木隆雄君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、議会運営委員会を開催していただきますようお願いいたします。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 43 分 再開

○議長(山口元之) 再開します。お諮りします。ただいま、町長から、議案第 35 号平成 25 年度砥部町一般会計補正予算(第 1 号)が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長(山口元之) 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第 1 議案第 35 号 平成 25 年度砥部町一般会計補正予算(第 1 号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長(山口元之) 追加日程第 1 議案第 35 号平成 25 年度砥部町一般会計補正予算(第 1 号)についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 議案第 35 号についてご説明させていただきます。まず最初に、お手元の補正予算の概要の 1 ページをご覧ください。表のところを見ていただきたいんですが、B 欄、今回一般会計の補正予算として、2 億 7,442 万 6 千円の増額補正をお願いするものでございます。累計額 69 億 3,439 万 5 千円で、これを前年度当初予算と比較しますと、1.7%ほどの増となるものでございます。なお、説明欄の 1 に書いてございますように、今回一般会計予算につきましては、体制の交代を挟んでの予算編成となりました。その関係で、新規の投資事業につきましては、新しい体制の中で審議して計上することとしております。今回は、当初予算と一体的な、4 月から、当初から必要とする予算について選んで計上させていただいております。予算書の方にお移りください。補正予算書の方の 1 ページをお願いいたします。議案第 35 号平成 25 年度砥部町

の一般会計補正予算第1号は次に定めるところによる。第1条として、歳入歳出でございますが、先ほど申したとおりでございます。第2条として、債務負担行為補正と、第3条として、地方債補正を上げております。歳入歳出でございますが、3ページを、予算書の3ページをご覧ください。2款総務費から10款教育費まで、それぞれ増額補正をお願いしております。この中で特に大きいのは、教育費の方でございますが、全体で教育費1億7,024万1千円の増。保健体育費の方が1億3,300万ほどの増額になっております。これにつきましては、国体に絡みまして、公園の方の体育館を改修する費用が入っておるためでございます。この予算、財源につきましては、2ページのとおりでございますが、町債については、合併特例債を1,450万円予定しております。続いて、債務負担行為補正でございますが、4ページをご覧ください。26年度以降の債務を保証するものでございますが、住民基本台帳のネットワークシステム他、コンピュータのシステム関係、それと砥部焼陶芸塾の運営委託料に対する債務負担をお願いしております。4件でございます。先ほど申しました地方債の方でございますが、5ページの方に入れております。合併特例債1,450万円増額して、限度額を4億450万円とするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第35号は、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第35号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月22日の本会議でお願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時49分 散会

平成 25 年第 1 回砥部町議会定例会（第 3 日） 会議録

|                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                                                                | 平成 25 年 3 月 22 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 招 集 場 所                                                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 開 会                                                                  | 平成 25 年 3 月 22 日 午前 9 時 3 0 分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 出席議員                                                                 | 1 番 小西昌博                      2 番 古川孝之                      3 番 菊池伸二<br>4 番 松崎浩司                      5 番 佐々木隆雄                      6 番 森永茂男<br>7 番 □岡利昌                      8 番 大平弘子                      9 番 政岡洋三郎<br>10 番 山口元之                      11 番 西村良彰                      12 番 井上洋一<br>13 番 土居英昭                      14 番 中島博志                      15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                         |  |
| 欠席議員                                                                 | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 地方自治法<br>第 121 条<br>第 1 項の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏名 | 町 長                      佐川 秀紀                      副町長                      上田 文雄<br>教 育 長                      武智 省三                      総務課長                      原田 公夫<br>企画財政課長                      松下 行吉                      戸籍税務課長                      日浦 昭二<br>会計管理者                      東岡 秀樹                      教育委員会事務局長                      坪内 孝志<br>介護福祉課長                      重松 邦和                      保険健康課長                      大野 哲郎<br>産業建設課長                      萬代 喜正                      生活環境課長                      日浦 昭二<br>広田支所長                      丸本 正和 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                   | 議会事務局長 正岡 修平<br>庶務係長 善家 孝介                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 傍聴者                                                                  | 1 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |

平成 25 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 2 号 砥部町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 2 議案第 3 号 砥部町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5 号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6 号 砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7 号 砥部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8 号 砥部町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9 号 砥部町情報公開条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 10 号 砥部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 11 号 災害派遣手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 12 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 13 号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 14 号 砥部町営駐車場条例の一部改正について

- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の  
廃止について
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 平成 24 年度砥部町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 平成 24 年度砥部町とべの館特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 平成 25 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 平成 25 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 平成 25 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 平成 25 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 平成 25 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 平成 25 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第 3 0 議案第 3 1 号 平成 25 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 3 1 議案第 3 2 号 平成 25 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 3 2 議案第 3 3 号 平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 3 3 議案第 3 4 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計予算

日程第 3 4 議案第 3 5 号 平成 25 年度砥部町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 3 5 常任委員の選任

追加日程第 1 発議第 1 号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

追加日程第 2 発議第 2 号 砥部町議会会議規則の一部改正について

・閉 会

平成 25 年第 1 回砥部町議会定例会

平成 25 年 3 月 22 日（金）

午後 1 時 30 分開会

○議長（山口元之） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 2 号 砥部町過疎地域自立促進計画の変更について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 1 議案第 2 号砥部町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る 3 月 4 日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第 2 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 2 号砥部町過疎地域自立促進計画の変更については、民話の里づくり事業の内容が音声案内装置の設置など、ハード面の整備が中心となったため、過疎対策事業債の充当にあたり、事業名を適正なものに変更するため改正するものです。計画の 8 地域文化の振興等の、(3) 事業計画の表中、事業名 (2) 過疎地域自立促進特別事業を (1) 地域文化振興施設等地域文化振興施設に改めています。その内容は適正と認められ、よって議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。
議案第 2 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号砥部町過疎地域自立促進計画の変更については、委員長の報告とおり可決されました。

~~~~~

日程第 2 議案第 3 号 砥部町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 2 議案第 3 号砥部町新型インフルエンザ等対策本部条例の

制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（平岡文男） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第3号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第3号砥部町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発せられたときに、対策本部を設置するために制定するものでございます。条例の趣旨でございますが、組織、会議、班など、5条の条文が定められており、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行することとされております。その内容は適正と認められ、よって議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第3号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第3号砥部町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第4号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第4 議案第5号 砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第3議案第4号及び日程第4議案第5号については一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（平岡文男） ご報告を申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第4号及び議案第5号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第4号砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、地域主権改革一括法の成立によりまして介護保険法が改正され、国が一律に定めていた指定地域密着型サービスの事業の人員等について、自治体の実情に応じて条例で基準を定めることとされたため制定するものでございます。定期巡回、随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護、老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスについて、それぞれ、基本方針等、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準など、202条の条文が定められ、平成25年4月1日から施行することとされております。本条例で定める地域密着型サービスを利用できるのは、原則として、砥部町の被保険者で、要介護1から要介護5に認定された人であります。次に議案第5号砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、議案第4号と同様の理由により、要支援1・要支援2に認定された人が利用できるものの、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等について基準を定めるものであります。介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護について、それぞれ、基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準など、90条の条文が定められ、平成25年4月1日から施行することとされております。いずれの条例も、その内容は適正と認められ、よって議案第4号及び議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。議案第4号砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。
議案第4号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第4号砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告どおり可決されました。

議案第5号砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第4号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第5号砥部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第6号 砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第5議案第6号砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第6号砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定については、地域主権改革一括法の成立により道路法が改正され、これまで国が一律に定めていた町道の構造の技術的基準について、自治体が地域の実情に応じて条例で基準を定めることとされたため必要な事項を定めるもので、条例の趣旨、用語の規定の他、車線、路肩、停車帯、自転車道、歩道、設計速度、曲線部等の勾配、舗装、排水施設、交通安全施設その他、町道の構造の一般的技術的基準について、38条の条文が定められ、本年4月1日から施行されることになっております。その内容は適正と認められ、よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第6号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第6号砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定については、委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第7号 砥部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（山口元之） 日程第6議案第7号砥部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第7号砥部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定については、地域主権改革一括法の成立により道路法が改正され、これまで国が一律に定めていた町道に設ける道路標識の寸法について、自治体が地域の実情に応じて条例で基準を定めることとされたため必要な事項を定めるもので、条例の趣旨、定義等の他、標識の寸法、文字の大きさ、8条の条文が定められ、本年4月1日から施行されることになっています。なお、この条例でいう道路標識とは、案内標識及び警戒標識並びに補助標識であります。各条文の内容は適正と認められ、よって議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。
議案第7号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第7号砥部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定については、委員長の報告どおり可決されました。

日程第7 議案第8号 砥部町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する
基準を定める条例の制定について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第7議案第8号砥部町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第8号砥部町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定については、地域主権改革一括法の成立により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、これまで国が一律に定めていた高齢者や障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準については、自治体が地域の实情に応じて条例で基準を定めることとされたため必要な事項を定めるもので、趣旨、用語の定義の他、歩道等、立体横断施設、乗合自動車停留所、自動車駐車場、移動等円滑化のために必要なその他の施設等に関する基準について、33条の条文が定められ、平成25年4月1日から施行することとされております。その内容は適正と認められ、よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。
議案第8号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第8号砥部町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告どおり可決されました。

日程第8 議案第9号 砥部町情報公開条例の一部改正について
日程第9 議案第10号 砥部町個人情報保護条例の一部改正について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第8議案第9号及び日程第9議案第10号については一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第9号及び議案第10号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第9号砥部町情報公開条例の一部改正については、国有林野の管理経営に関する法律等の一部改正に伴い、国有林野事業が国営企業でなくなったため、これに係る語句の整備を行うもので、第7条、公文書の公開義務等に関する条文中、町、国又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業を独立行政法人等、町若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に改める改正がなされています。次に議案第10号砥部町個人情報保護条例の一部改正については、議案第9号と同様の理由により条文整備を行うもので、第14条、個人情報の開示義務に関する条文中の語句を、議案第9号と同様に改める改正がなされています。その内容は適正と認められ、よって、議案第9号及び議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

討論、採決については1件ずつ行います。議案第9号砥部町情報公開条例の一部改正について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第9号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第9号砥部町情報公開条例の一部改正については、委員長の報告どおり可決されました。

議案第10号砥部町個人情報保護条例の一部改正について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第10号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第10号砥部町個人情報保護条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 11 号 災害派遣手当に関する条例の一部改正について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 10 議案第 11 号災害派遣手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（平岡文男） ご報告申し上げます。去る 3 月 4 日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、議案第 11 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 11 号災害派遣手当に関する条例の一部改正については、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員に対し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給するための改正でございます。第 1 条、条例の趣旨に関する条文中に、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加える改正がなされております。その内容は適正と認められ、よって議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。  
議案第 11 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号災害派遣手当に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 議案第 12 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 11 議案第 12 号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（平岡文男） ご報告申し上げます。去る 3 月 4 日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第 12 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 12 号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正につきましては、予防接種による健康被害の発生に際し、医学的見地からその発生原因等を調査、研究及

び審議するため、砥部町予防接種健康被害調査委員会を設置するため改正するものでございます。第2条関係別表中に、砥部町予防接種健康被害調査委員会の項を加え、構成員の数の定限を6人と定めております。またこれに併せ、附則において、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、第2条関係別表中に、予防接種健康被害調査委員会委員の項を加え、日額報酬を7,000円と定めております。その内容は適正と認められ、よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第12号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第12号砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正については、委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第12 議案第13号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について (厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第12議案第13号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（平岡文男） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、議案第13号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第13号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正については、緊急通報装置設置事業から在宅高齢者安心生活支援事業への移行が完了したもので、緊急通報装置設置事業を廃止するために改正するものである。第2条、第3条関係別表から緊急通報装置設置事業の項を削り、その他、語句の整備がされております。その内容は適正と認められ、よって議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 13 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 13 議案第 14 号 砥部町営駐車場条例の一部改正について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 13 議案第 14 号砥部町営駐車場条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る 3 月 4 日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第 14 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 14 号砥部町営駐車場条例の一部改正については、上野集中合併浄化槽跡地を上野第 1 駐車場として新設するとともに、既存の土地を駐車場として運用していた上野第 2 駐車場及び高尾田駐車場を、町営駐車場に位置付けて管理するため改正するもので、第 2 条、駐車場の名称及び位置を定める表に、これらを加える改正がなされています。その内容は適正と認められ、よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 14 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 14 号砥部町営駐車場条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 14 議案第 15 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について



(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 14 議案第 15 号砥部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る 3 月 4 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第 15 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 15 号砥部町道路占用料徴収条例の一部改正については、道路占用料を、固定資産税評価額の評価替え等に伴い適正な金額に改めるため改正するもので、第 2 条関係別表の砥部町道路占用料金表の金額を改め、その他必要な改正がなされています。今回改正される占用料は国の基準を採用するものであり、その金額はこれまでより引き下げられる内容になっております。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります、以上。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 15 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 15 号砥部町道路占用料徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 15 議案第 16 号 砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の廃止について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 15 議案第 16 号砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の廃止についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る 3 月 4 日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第 16 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 16 号砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の廃止については、地域の雇用拡大等につながるソフト事業に充当することを目的に、平成 22 年度に基金が設立されていましたが、平成 24 年度を持って事業が完了するため廃止するものであります。当該条例の廃止は適当と認められ、よって、議案第 16 号は、原案のと

おり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。
議案第 16 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 16 号砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 16 議案第 17 号 平成 24 年度砥部町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 17 議案第 18 号 平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 3 号）

日程第 18 議案第 19 号 平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 19 議案第 20 号 平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 20 議案第 21 号 平成 24 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 21 議案第 22 号 平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 22 議案第 23 号 平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 4 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（山口元之） 日程第 16 議案第 17 号から日程第 22 議案第 23 号までの平成 24 年度補正予算 7 件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る 3 月 4 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 4 件について審査の結果をご報告申し上げます。始めに、議案第 17 号平成 24 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号のうち、当委員会所管する主なものは、林業費で、広域林道万年鶴崎線開設事業負担金 500 万円を増額しています。事業内容についての説明を求めたところ、愛媛県が事業主体の伊予市と砥部町にまたがる広域林道で、総延長は 8,900m、うち砥部町分は 3,400 m、幅員は 4 m で、10 年間で完了予定。事業費は砥部町分で 6 億 8 千万円、負担率は国が 50%、県が 40%、砥部町が 10% で、土地はすべて寄付である旨の説明がありました。土木費では、公共下水道工事に伴う道路管理者負担金 190 万円、県道大平砥部線上尾峠

久万線の事業費増額による、県営事業費負担金が154万4千円、公共下水道事業会計補助金800万円、えひめ国体に向けた県総合運動公園整備事業の町負担金1,327万円を増額しています。その他、人件費補正、財源組替、不用額の整理などを行なっております。また、砥部焼陶芸塾運営委託料については、債務負担行為を廃止する補正がなされています。次に、議案第21号平成24年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号は、とべの館の運営基金に773万7千円を積み立てています。財源は主に、前年度からの繰越金を充当しております。次に、議案第22号平成24年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第3号は、収益的収入及び支出については、収入は、営業外収益100万円を増額し、支出は、減価償却費64万5千円を増額しております。資本的収入及び支出については、収入は、企業債、国庫補助金、受益者負担金など5,680万円を増額し、一般会計出資金2,500万円を減額し、支出は、建設改良費3,300万円を増額しております。歳出に対する不足額120万円は、過年度消費税等調整額で補てんしています。次に、議案第23号平成24年度砥部町水道事業会計補正予算第4号は、上水道関係の収益的支出を、729万9千円増額し、資本的収入を、415万2千円増額しております。収益的支出の主なものは、配水管の布設替えなどに伴う固定資産除却費で、資本的収入は、消火栓の新設改良に対する一般会計負担金であります。以上、議案第17号、第21号、第22号、第23号の4議案については、いずれも適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります、以上。

○議長（山口元之） 平岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（平岡文男） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第17号平成24年度砥部町一般会計補正予算第6号のうち当委員会所管の主なものは、障害者福祉関係で、地域生活支援事業として、日常生活用具等の給付費128万6千円、障害者支援施設運営補助金の国県への返還金135万5千円を増額、国民健康保険関係で、国民健康保険事業特別会計の施設勘定への繰出金251万4千円を増額、介護保険対策関係で、介護保険事業特別会計の保険事業勘定への繰出金712万5千円を増額しています。その他、人件費の補正・不用額の整理などを行なっています。次に、議案第18号平成24年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、事業勘定については、3,381万6千円の増額補正で、主なものは、前年度医療費の確定に伴う国への交付金返還金3,326万2千円を増額しております。財源は、国庫支出金、療養給付費等交付金を充てております。直営診療施設勘定は、医業費不用額136万6千円の減額補正で、財源は、診療収入減少額394万7千円を、一般会計繰入金251万4千円等で調整しをしてしております。次に、議案第19号平成24年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、93万3千円の増額補正で、内訳は、広域連合への事務費負担金114万2千円を減額し、被保険者増による広域連合納付金207万5千円を増額しております。財源は、一般会計繰入金を減額し、繰越金を増額しております。次に、議案第20

号平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号は、保険事業勘定は、5,700 万円の増額補正で、介護サービス給付費 5,200 万円、高額介護サービス費 300 万円、特定入所者介護サービス等費 200 万円を増額しております。財源は、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金、基金繰入金等を増額しております。介護サービス事業勘定につきましては、65 万円の増額補正で、内容は、介護職員処遇改善のため居宅介護サービス事業委託料を増額するもので、財源は、介護サービス収入で賄っております。以上、議案第 17 号、第 18 号、第 19 号、第 20 号の 4 議案につきましては、いずれも適正な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る 3 月 4 日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 17 号平成 24 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号のうち、当委員会所管の主なものは、消防費で、消火栓 4 基改修などに伴う水道負担金 485 万 2 千円を増額、教育費で、砥部小学校体育館を改修する経費 2,961 万円を増額、諸支出金で、財政調整基金 7 千万円、公共施設更新準備基金 1 億 3,770 万円の基金積立金増額などを行っています。その他、人件費補正、財源組替、不用額の整理などを行なっています。歳入については、1 億 6,388 万 8 千円の増額で、主なものは、地方交付税 6,234 万 6 千円、基金繰入金 7,706 万 5 千円、町債 1,250 万円、国県支出金 906 万 1 千円などの増額を行っています。その他、水道事業会計出資金他 7 件の繰越明許費、緊急防災・減債対策事業債を追加する地方債補正などが計上されています。以上、議案第 17 号については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

討論、採決については 1 件ずつ行います。議案第 17 号平成 24 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 17 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 17 号平成 24 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後 2 時 22 分 休憩

午後 2 時 40 分 再開

○議長（山口元之） 再開します。議案第 18 号平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 18 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 18 号平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 19 号平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 19 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 20 号平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 20 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 20 号平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 21 号平成 24 年度砥部町とべの館特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 21 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり

り決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 21 号平成 24 年度砥部町とべの館特別会計補正予算第 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 22 号平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 22 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 22 号平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 3 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 23 号平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算第 4 号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 23 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 23 号平成 24 年度砥部町水道事業会計補正予算第 4 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 23 議案第 24 号 平成 25 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 26 号 平成 25 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 26 議案第 27 号 平成 25 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 28 号 平成 25 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 28 議案第 29 号 平成 25 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 29 議案第 30 号 平成 25 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算
- 日程第 30 議案第 31 号 平成 25 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 31 議案第 32 号 平成 25 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 32 議案第 33 号 平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 33 議案第 34 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計予算

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 23 議案第 24 号から日程第 33 議案第 34 号までの平成 25 年度当初予算 11 件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る 3 月 4 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、当初予算 7 件について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 24 号平成 25 年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、まず、生活環境課関係では、環境衛生関係で、浄化槽設置整備補助金や地球温暖化防止対策事業費が、清掃関係では、ごみ袋の購入・販売に要する経費、ごみの減量化、資源化推進費、美化センター等廃棄物処理施設の管理運営費、広田地区の可燃ごみ処理のための一部事務組合負担金、し尿処理関係経費、その他、水道会計における第 8 次拡張事業に対する出資金、農集落排水特別会計への繰出金、公共下水道会計への補助金、出資金などが計上されております。次に、産業建設課関係では、労働費で、自治体提携融資制度を活用した貸付を行なうための四国労働金庫への預託金が計上されております。農業関係では、松山南部 2 期地区基幹農道整備事業費、奨励果樹の苗木購入、マルチ栽培等、果樹生産推進費、中山間地域等直接支払交付金などが計上されております。林業関係では、造林事業費、間伐出荷促進事業費、グリーンキーパー人材育成費、森林整備地域活動支援推進事業費などが計上されております。商工関係では、砥部焼関係団体の育成や、春、秋の砥部焼まつり関係経費、陶街道五十三次事業費、観光宣伝関係費、陶芸創作館、伝統産業会館、峡の館等の施設運営費が計上されております。土木関係では、道路維持工事費、道路舗装工事費、道路新設改良費、公園の管理運営費、住宅の管理費、木造住宅耐震改修補助事業費などが計上されております。次に、議案第 28 号平成 25 年度砥部町とべの館特別会計予算は、予算額 4,095 万 2 千円で、とべの館の運営費及び基金積立金が計上されており、歳入を売店収入でまかなう予算となっております。次に、議案第 29 号平成 25 年度砥部町とべ温泉特別会計予算は、予算額 5,495 万 7 千円で、温泉運営費、基金積立金が計上されております。25 年度は温水ボイラーの取り換えが予定されております。歳入は、事業収入、基金繰入金、繰越金が主なものであります。次に、議案第 31 号平成 25 年度砥部町農業集落排水特別会計予算は、予算額 2,255 万円で、処理施設の管理運営費、公債費を計上しております。歳入については施設使用料、一般会計繰入金などで賄われております。次に、議案第 32 号平成 25 年度砥部町浄化槽特別会計予算は、予算額 8,881 万 9 千円で、団地開発で設置された集中合併浄化槽や家庭用浄化槽の管理費用、基金積立金等が計上されております。歳入は、事業収入、基金繰入金、繰越金、諸収入などでまかなわれております。次に、議案第 33 号平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入は、下水道使用料、一般会計補助金等の下水道事業収益 1 億 6,921 万円が、支出は、処理場費、減価償却費等の下水道事業費用 1 億 5,221 万円が計上されております。資本的収入及び支出については、収入は、受益者負担金の他、企業債、国庫補助金、一

般会計出資金等、合計4億8,860万円が、支出は、建設改良費、企業債償還金など、合計5億660万5千円が計上されています。収入額が支出額に対して不足する1,800万5千円は、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものでございます。また、浄化センター等維持管理業務委託の債務負担行為、公共下水道整備事業費に係る、起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法、一時借入金の限度額などを定めております。次に、議案第34号平成25年度砥部町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入は、上水道及び簡易水道の事業収益3億1,943万円が、支出では、上水道、簡易水道の営業費用及び営業外費用3億523万7千円が計上されています。資本的収入及び支出については、収入は、上水道に係る企業債、国庫補助金、工事負担金、一般会計負担金・出資金等、合計1億4,920万4千円が、支出は、上水道の建設改良費及び企業債償還金、簡易水道の企業債償還金など、合計3億1,764万8千円が計上されおります。25年度の資本的支出は、第8次拡張事業に着手するため、対前年度7,235万5千円の増額となっております。収入が支出額に対し不足する1億6,844万4千円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものとしております。また、上水道第8次拡張事業に係る、起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法、一時借入金の限度額などを定めています。以上、7議案については、いずれも適正な予算内容であると認められ、よって、議案第24号、第28号、第29号、第31号、第32号、第33号及び第34号の7議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに委員長報告を申し上げ、委員長報告を終わります、以上。

○議長（山口元之） 平岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（平岡文男） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、当初予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第24号平成25年度砥部町一般会計予算のうち当委員会に所管する項目の歳出について、介護福祉課関係で主なものは社会福祉費では、民生児童委員、社会福祉協議会経費が、障害者福祉費では、障害者や家族の経済的負担の軽減や、自立、社会参加を促進する経費が計上されております。老人福祉費では、老人クラブ助成費、養護老人ホーム組合等一部事務組合負担金、老人福祉施設入所措置費が、老人福祉施設費では、高齢者生活福祉センター、老人憩いの家など町内施設の運営費が、介護保険総務費では、介護保険特別会計繰出金が計上されております。児童福祉費では、放課後児童クラブ事業、ファミリーサポートセンター事業、つどいの広場事業、保育所、児童館の運営、児童手当に要する経費などが計上されております。幼稚園費では、町内3園の運営費が計上されております。保険健康課関係で主なものは、国民健康保険関係で、国保特別会計への繰出金が、医療費関係では、後期高齢者医療広域連合負担金、後期高齢者医療特別会計への繰出金、重度心身障害者医療、母子家庭医療、乳幼児児童医療費助成事業費、未熟児養育医療給付事業費などが計上されております。未熟児養育医療給付

事業費は新規事業として計上されていますが、今まで県の事業として実施されていたものが、地域主権改革一括法の関係により、権限が市町村に移譲されたことによるもので、中予地区における指定医療機関は、愛媛大学医学部付属病院、愛媛県立中央病院、松山赤十字病院の3病院であります。保健衛生関係では、自殺対策緊急強化事業、休日夜間の救急医療体制の維持、個別予防接種、母子の健康を守る健診相談事業、保健センター維持管理、健康増進などに要する経費が計上されております。次に、議案第25号平成25年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算について、事業勘定の予算額は、25億9,752万3千円で、主な経費は、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金であります。その主な財源は、国民健康保険税、国県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金等で賄っております。直営診療施設勘定の予算額は、7,886万2千円で、診療所の管理費、医業費が計上され、財源は、診療収入、一般会計からの繰入金等で賄われております。また、歯科診療業務委託の債務負担行為、一時借入金の限度額などを定めております。直営診療施設勘定における医業費は、広田地域の人口の減少等により減少傾向にあります。次に、議案第26号平成25年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算は、予算額2億2,141万1千円で、主な経費は、広域連合納付金です。その主な財源は、保険料、一般会計からの繰入金等で賄われております。次に、議案第27号平成25年度砥部町介護保険事業特別会計予算につきましては、保険事業勘定の予算額は、19億4,196万7千円で、第5期介護保険事業計画に基づき、介護認定に要する費用、要介護者要支援者へのサービス給付費、介護予防包括的支援経費等が計上されております。主な財源は、介護保険料、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金等で賄われております。平成25年度中に、町内に介護付き有料老人ホームが開設される予定になっていることに伴い、居宅介護サービス給付費が大幅に増加していますが、事業計画に基づくものであります。介護サービス事業勘定の予算額は、4,292万2千円で、広寿会に委託して行う通所介護事業、地域包括支援センターで行う介護予防サービス事業費が計上されております。その主な財源は、介護サービス収入で賄われております。以上、4議案については、いずれも適正な予算内容であると認められます。よって、議案第24号、議案第25号、議案第26号及び議案第27号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月4日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、当初予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第24号平成25年度砥部町一般会計予算については、総額66億5,996万9千円で、24年度と比べ1億5,577万2千円の減額となっています。歳入については、町税、国庫支出金、町債などが増加し、地方特例交付金、地方交付税、県支出金、繰越金などが減となっています。また、本予算は骨格的予算であるため、基金

からの繰入金は計上されていません。当委員会所管の歳出は、議会事務局、会計課関係費は経常的経費の計上であります。総務課関係では、庁舎の事務処理等に必要な一般的経費、広報発行経費、本庁、旧支所、普通財産などの管理経費、電子計算機器の管理経費、自治活動推進費、防災対策費、参議院議員選挙費、消防経費などが計上されていません。25年度は砥部消防署庁舎建築工事が予定されており、これに係る伊予消防等事務組合負担金として、3億9,802万2千円が計上されています。企画財政課関係では、財務、入札契約関係経費、コミュニティ活動費、交通生活安全対策費、統計調査費、消費者行政推進費、町債償還費などが計上されています。戸籍税務課関係では、固定資産評価に係るシステム構築費及び標準宅地鑑定評価経費、賦課徴収経費、戸籍住民基本台帳関係経費などが計上されています。教育委員会関係では、教育総務費で、外国語指導助手を配置する経費、幼稚園、小中学校に学校生活支援員を配置する経費、山村留学センター運営費、遠距離通学費などが、小学校費で、各学校の管理費や教育振興費、ハートなんでも相談事業費が、中学校費で、学校管理教育振興費などが計上されています。社会教育費では、文化振興、人権教育人権対策推進費、公民館施設の管理活動費、青少年健全育成費、文化会館図書館費、坂村真民記念館運営費などが計上されています。坂村真民記念館費では、1年間の経常的な維持経費の他、相田みつをと坂村真民の世界展、及び、その後10月6日まで開催予定の吉田時代の坂村真民展の、二つの企画展に係る経費が計上されています。保健体育費では、各種スポーツ大会開催経費、えひめ国体に向けた施設改修経費、各体育施設維持管理費、学校給食センター運営費、給食材料費などが計上されています。以上の他、債務負担行為、地方債、一時借入金などに関する規定が定められています。次に議案第30号平成25年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算については、予算額78万円で、高校3年生4名への給付金を計上しており、歳入については主に基金繰入金で賄われます。この事業については平成25年度で終了します。以上、2議案については、いずれも適正な予算内容であると認められました。よって、議案第24号及び議案第30号については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。
議案第24号平成25年度砥部町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。
議案第24号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 24 号平成 25 年度砥部町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 25 号平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 25 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 25 号平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 26 号平成 25 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 26 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 26 号平成 25 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 27 号平成 25 年度砥部町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 27 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 27 号平成 25 年度砥部町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 28 号平成 25 年度砥部町とべの館特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 28 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号平成 25 年度砥部町とべの館特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 29 号平成 25 年度砥部町とべ温泉特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 29 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号平成 25 年度砥部町とべ温泉特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 30 号平成 25 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 30 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 30 号平成 25 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 31 号平成 25 年度砥部町農業集落排水特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 31 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 31 号平成 25 年度砥部町農業集落排水特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 32 号平成 25 年度砥部町浄化槽特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 32 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 32 号平成 25 年度砥部町浄化槽特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 33 号平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 33 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 33 号平成 25 年度砥部町公共下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 34 号平成 25 年度砥部町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 34 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 34 号平成 25 年度砥部町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 34 議案第 35 号 平成 25 年度砥部町一般会計補正予算（第 1 号）  
（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（山口元之） 日程第 34 議案第 35 号平成 25 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る 3 月 11 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 35 号平成 25 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号のうち、当委員会所管の主なものは、衛生費で、老朽化した軽トラックの更新費 113 万 7 千円、小型家電リサイクルなどを織り込んだ、新しいゴミ分別表と分別帳の作成費 210 万 9 千円を増額し、労働費で、町単独で緊急雇用対策事業を実施し、砥部陶街道クリーン事業として臨時職員 2 名を雇用するなど経費 136 万 6 千円を増額、農林水産費では、町民農園の利便性を図るため、U 型側溝、防風垣を設置するなど経費 383 万 3 千円、土地改良事業金 485 万 3 千円を増額、商工費では、砥部焼陶芸塾運営委託料 200 万円を増額、土木費で、道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき、緊急度の高い四つの橋を修繕するための

測量調査料 700 万円、町道山並 3 号線ほかの町道維持工事、舗装補修工事費 4,010 万円、八倉地区防災対策事業費 2,050 万円、金毘羅公園等、町が管理する公園の修繕費 136 万 8 千円などを増額しております。補正内容は適正と認められ、よって議案第 35 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（山口元之） 中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る 3 月 11 日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 35 号平成 25 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号のうち、当委員会所管の主なものは、総務費で、老朽化した公用車の購入費 190 万円、住基ネットシステム等の更改に伴う機器借上料及び保守料 1,645 万 6 千円を増額、教育費で、学校図書支援員を雇用する経費 200 万 5 千円、麻生小学校の体育倉庫の新設、宮内小学校の教室の床の塗装や、放送機器の更新、砥部小学校の中庭池の埋め立てなど臨時的経費、1,702 万 6 千円を増額、また中央公民館の花木栽培管理指導員賃金 140 万円、図書館のコンピュータシステム更新経費 359 万 3 千円、坂村真民記念館の運営費 1,079 万 1 千円、えひめ国体に向けての陶街道ゆとり公園体育館改修経費 1 億 3,261 万 5 千円などが増額されています。坂村真民記念館費については、10 月中旬以降に企画展 1 回と、3 月に開館 2 周年を記念した特別展を開催する経費が計上されているものであります。これらは真民記念館運営協議会における審議の段階では、25 年度事業として当初予算に計上されている事業と一体的に審議されていましたが、予算編成の段階において、10 月以降開催のこれらの企画展等の予算については、新町長による政策的予算として位置づけ、当初予算からは除き、補正予算として計上されたものであります。歳入については、2 億 7,442 万 6 千円の増額で、主なものは、繰越金 1 億 1,554 万 7 千円、基金繰入金 1 億 500 万円、諸収入 2,160 万円、国県支出金 1,497 万 9 千円、町債 1,450 万円などの増額を行っています。その他、債務負担行為補正、合併特例事業債を追加する地方債補正などが計上されています。以上、補正内容は適正と認められ、よって議案第 35 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

議案第 35 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号平成 25 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 35 常任委員の選任

（説明、報告）

○議長（山口元之） 日程第 35 常任委員の選任を行います。お諮りします。砥部町議会委員会条例の一部改正の施行に伴い、平成 25 年 4 月 1 日から常任委員会の名称及び所管が改正される、総務常任委員、厚生文教常任委員及び産業建設常任委員の選任について、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員、厚生文教常任委員及び産業建設常任委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩をします。休憩時間を利用して、各委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後 3 時 23 分 休憩

午後 3 時 24 分 再開

○議長（山口元之） 再開します。各委員会の正副委員長の互選の結果について報告をします。総務常任委員会委員長に中島博志君、副委員長に佐々木隆雄君。厚生文教常任委員会委員長に平岡文男君、副委員長に土居英昭君。産業建設常任委員会委員長に三谷喜好君、副委員長松崎浩司君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

お諮りします。ただいま、議会運営委員長から、発議第 1 号及び発議第 2 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 とし、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、発議第 1 号を追加日程第 1 とし、発議第 2 号を追加日程第 2 とし、議題とすることに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第 1 発議第 1 号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

#### （説明、質疑、討論、採決）

○議長（山口元之） 追加日程第 1 発議第 1 号砥部町議会委員会条例の一部改正につい

てを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。政岡議会運営委員長。

○**議会運営委員長（政岡洋三郎）** 発議第1号砥部町議会委員会条例の一部改正について。上記の議案を、次のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成25年3月22日提出。砥部町議会議長山口元之様。砥部町議会運営委員長政岡洋三郎。砥部町議会委員会条例の一部を改正する条例であります。今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、委員会条例を改正するものです。発議第1号の資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。第8条の委員の選任の改正で、第8条第1項から第3項までをそれぞれ3項ずつ繰り下げ、同条に第1項から第3項を加えるものです。また、第25条第2項中「前項」を「公述人」に、第28条第3項中「第25条、第26条及び前条」を「前3条」にそれぞれ改めるものであります。附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○**議長（山口元之）** 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○**議長（山口元之）** 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○**議長（山口元之）** 討論なしと認めます。これから発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○**議長（山口元之）** 異議なしと認めます。よって、発議第1号砥部町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

追加日程第2 発議第2号 砥部町議会会議規則の一部改正について (説明、質疑、討論、採決)

○**議長（山口元之）** 追加日程第2発議第2号砥部町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。政岡議会運営委員長。

○**議会運営委員長（政岡洋三郎）** 発議第2号砥部町議会会議規則の一部改正について。上記の議案を、次のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成25年3月22日提出。砥部町議会議長山口元之様。砥部町議会運営委員長政岡洋三郎。砥部町議会会議規則の一部を改正する規則であります。委員会条例の一部改正と同様、地方自治法の一部改正により改正するものであります。資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。目次中第14章会議録（第116条—第118条）、第15章全員協議会（第119条）、第16章議員の派遣（第120条）、第17章補則（第121条）を、第14章公聴会（第116条—第121条）、第15章参考人（第122条）、第16章会議録（第123条—第125条）、第17章全員協議会（第126条）、第18章議員の派遣（第127条）、第

19章補則(第128条)に改める。第17条第1項中「第115条の2」を「第115条の3」に、第51条の2中「第121条」を「第121条第1項」に、第72条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、次に、第13章の次に、第14章公聴会として、第116条から第121条と、第15章参考人として第122条を加えるものでございます。この条例は、改正は、附則、この規則は、公布の日から施行するものでございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山口元之) 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。12番井上洋一君。

○12番(井上洋一) 勉強不足で申し訳ございませんが、ただいまの提案、内容がどうこうじゃないんですが、この提案前は現在ですが、公聴会と参考人についてはどのようなになっているのでしょうか。

○議長(山口元之) 9番政岡洋三郎君。

○議会運営委員長(政岡洋三郎) ただいま井上議員から質問のありました件につきましては、事務局長の方から詳しく説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長(山口元之) 正岡事務局長。

○議会事務局長(正岡修平) 失礼いたします。井上議員さんのご質問にお答えいたします。公聴会、参考人につきましては、現在のところ実際に行なっていることはございません。それと、これらにつきまして、参考人招致等につきましては、委員会等で行うことはすでに定められておりますけれども、今回の法改正によりまして、この本会議場におきましても、これらを行うことができるというようなことに改められたということで、事例はございませんけれども、今回法改正に伴いまして、条文の整備を行なっておくというものでございます。以上でございます。

○議長(山口元之) 12番井上洋一君。

○12番(井上洋一) 簡単に言いますとね、現在の地方自治法にはこういうの入ってないんですか。どんなんですか。

○議長(山口元之) 正岡議会事務局長。

○議会事務局長(正岡修平) 井上議員のご質問にお答えいたします。この度の自治法の法改正によりまして、これらをそれぞれの自治体の会議規則の中で定めることができるというようなことの改正でございます。

○議長(山口元之) 他に質疑はございませんか。質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(山口元之) 討論なしと認めます。これから発議第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、発議第2号砥部町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。佐川町長、あいさつをお願いします。

○町長（佐川秀紀） 閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。議員の皆さまには、ご多忙の中、3月4日から今日までの19日間に渡り、終始熱心なご審議を賜り、全議案につきましてご議決くださいましたことに対し、心からお礼を申し上げます。ご議決いただきました補正予算、当初予算の執行に当たりましては、少ない経費を持って最大の効果を得るべく、再度調査研究を行います。そして会期中に賜りました様々なご指摘、ご指導はこれからの町政運営、行政事務遂行に生かして参りたいと考えております。町民の皆さまが心優しく、笑顔で過ごすことができるよう、夢と希望に満ちたふるさとづくりに取り組んで参りますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申しあげまして、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山口元之） 以上をもって、平成25年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午後3時38分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員